

東京農業の すがた

令和4年3月

 東京都産業労働局

1	東京農業のすがた	
	(1) 各地域の特色ある農業	2
	(2) 農畜産物の生産	4
	① 生産額	4
	② 野菜	5
	③ 果樹	6
	④ 花き	7
	⑤ 植木等	8
	⑥ 畜産	9
	⑦ 穀類	10
	⑧ 特用作物	10
	(3) 食の安全と地産地消	11
	① 安全な食料生産への取り組み	11
	② 地産地消の推進	12
	(4) 農産物が消費者に届くまで～農産物の流通～	13

2	東京農業の多様な役割と都民の期待	
	(1) 多面的な役割と価値	14
	① 平成 27 年度 政策調査	14
	「都市農業・農地が有する多面的機能の経済的評価に関する調査」	
	② 都民と農業とのふれあい	16
	(2) 都民の期待	17
	令和 2 年「都政モニターアンケート」より	17

3	東京の農地と農業の担い手	
	(1) 東京の農地	21
	① 東京都の農地面積	21
	② 農地面積の推移	21
	③ 農地転用	22
	④ 農業振興地域・農用地区域の農地	22

	⑤ 市街化調整区域内の農地	22
	⑥ 市街化区域内の農地	23
	⑦ 農地にかかわる制度	24
	⑧ 生産緑地法	24
	⑨ 相続税納税猶予制度	25
	⑩ 都市農地貸借円滑化法	25
	(2) 東京農業の担い手	26
	① 農家数	26
	② 経営規模別の農家数	27
	③ 認定農業者	28
	④ 認定新規就農者	28
	⑤ 基幹的農業従事者	29
	⑥ 農業後継者	29
	⑦ 都内の非農家出身者の新規就農	30
	⑧ 都内における法人の農業参入	32
	⑨ 雇用労働力の活用	33
	⑩ 家族労働を補う援農ボランティアの活用	34

4	農家の支援と各種機関	
	(1) 東京都の農業改良普及事業	35
	(2) 東京都の試験研究	35
	(3) 東京都農林水産振興財団	35
	(4) J Aグループ（農業協同組合）等	36
	(5) 農業委員会	36
	(6) 一般社団法人 東京都農業会議	36

5	これからの東京農業の課題と展望	
	一般社団法人東京都農業会議 会長 青山 侑	37

6	区市町村別データ	
		40

1 東京農業のすがた

(1) 各地域の特色ある農業

①区部東部の農業

足立区、葛飾区、江戸川区の3区は、コマツナの産地です。各区とも令和元年（2019年）農業生産額順位1位品目はコマツナです。この地域のコマツナ栽培は、限られた土地を有効に活用し、年間に何作も栽培します。露地栽培の他、ビニールハウス等の施設で栽培されています。コマツナの他にエダマメや伝統的なつま物（刺身や吸い物等に添える野菜）の生産も盛んです。

花きでは、プリムラやアサガオ等の鉢花、キクなどの切り花も生産されています。

②区部西部

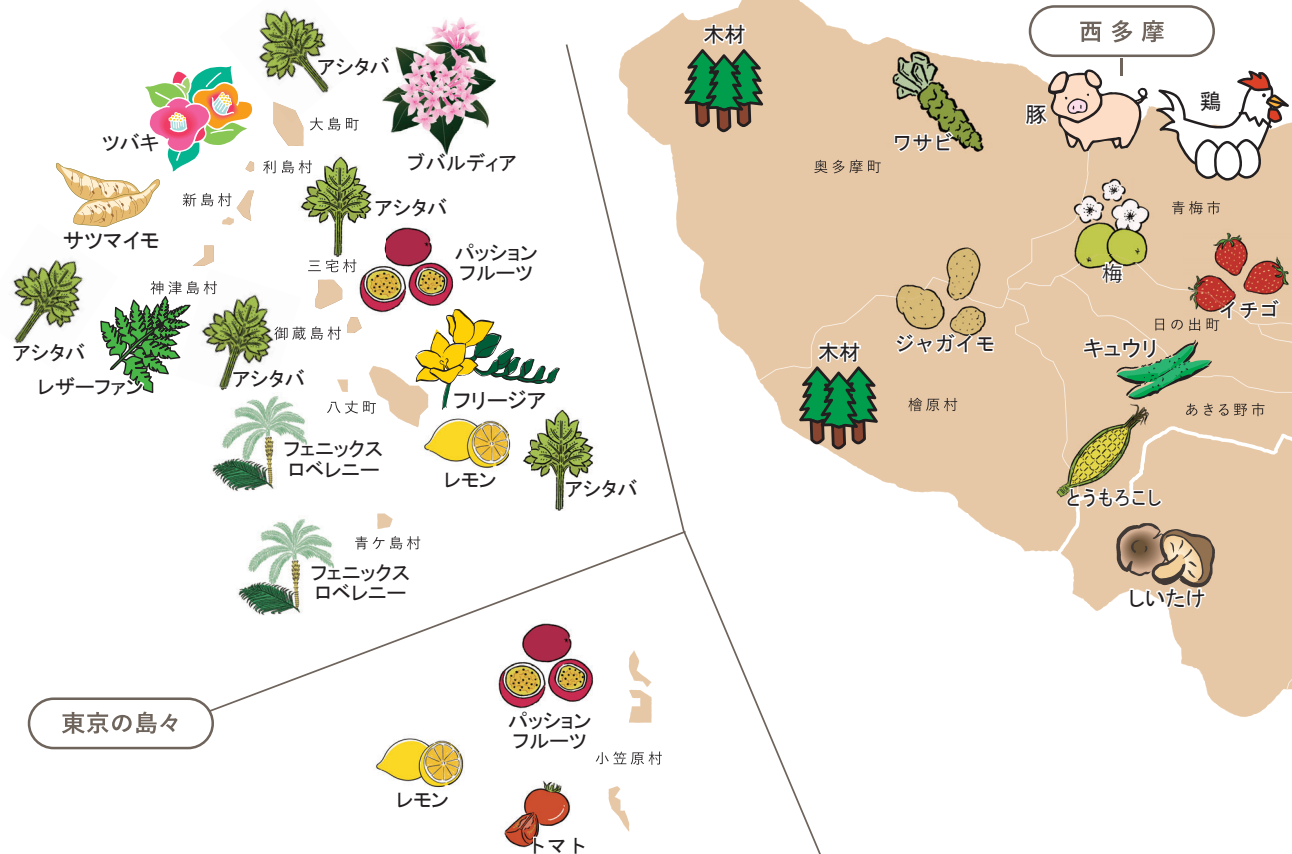
練馬区、世田谷区では野菜を中心に花き、果樹の生産が盛んです。かつてはダイコンやキャベツ等の土地利用型の農業が行われていましたが、農地の減少と共に、直売を中心にした多品目野菜栽培に変わっています。また、ブドウ、カキ、ブルーベリーといった果樹や花壇用苗もの、シクラメン等の施設花きも多く生産されています。

ふれあい農業が盛んな地域であり、特に練馬区は、全国的に広がった体験農園発祥の地です。また、世田谷区では、地元産農産物やその加工品に表示する「せたがやそだち」のロゴが定着しています。

③西多摩

中山間地域から、市街化が進んだ地域まで、多様な農業形態が存在する地域です。

北西部の中山間地域では、清流を活用したワサビ栽培が行われており、奥多摩町では農業産出額の5割以上がワサビです。また、奥多摩町、檜原村ではジャガイモが特産品で、近年は在来種のブランド化を目指す動きがあります。野菜栽培は広い範囲で行われており、JA等が設置した共同直売所を中心に販売しています。また自給的生産者も多くいます。こういった事情から少量多品目の生産者が中心です。特産品としてはあき



図表1 多種多様な東京の農畜産物

る野市等のトウモロコシやノラボウナがあります。

中山間から平坦地にかけての地域では、果樹の栽培が盛んでした。あきる野市のクリ、青梅市のウメ等が代表的です。この地域のウメはウメ輪紋ウイルスの発生により、壊滅的打撃を受けましたが、近年復活の兆しが見えてきました。瑞穂町や青梅市を中心に茶の生産、瑞穂町やあきる野市では酪農等の畜産、瑞穂町ではシクラメン等の花き栽培が行われています。

この地域全体の課題として獣害があります。以前は中山間地域の課題でしたが、市街化が進んだ地域にも被害は広がっています。近年では、ハクビシン等広い

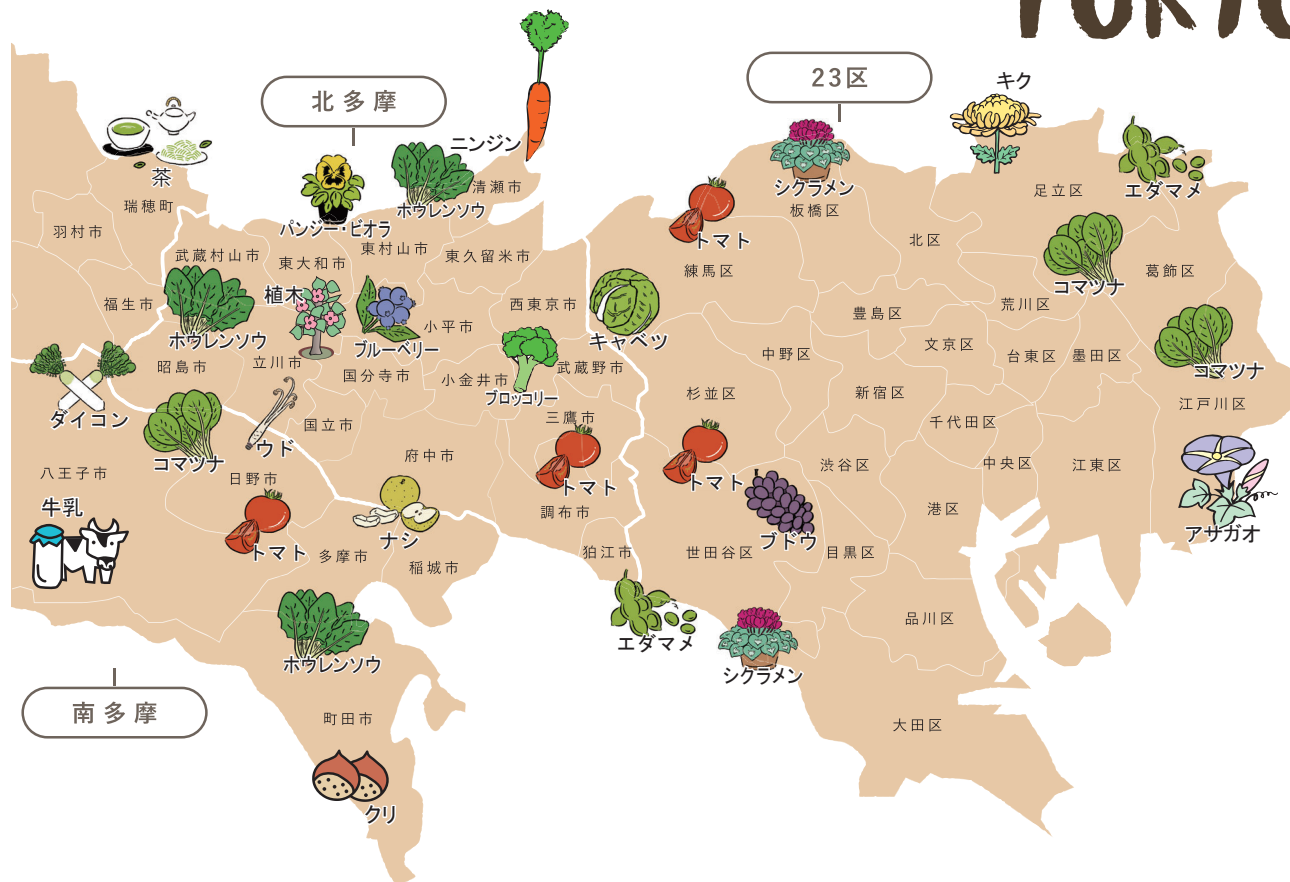
範囲で生息が確認されている獣だけでなく、イノシシが出ているとの報告もあります。被害の深刻な地域では畑を網等で囲い、その中で農業を行っている状況です。

④南多摩

南多摩地域の農業を代表する品目として野菜と果樹があります。

八王子市や町田市を中心に、ジャガイモ、ホウレンソウ、ダイコン、サトイモ等の露地野菜の栽培が盛んです。また、トマト等の果菜類の施設栽培が盛んです。

TOKYO



売上げでは、トマト、ナス、コマツナが上位となっています。

稲城市や日野市では、ナシ、ブドウ等の果樹の栽培が盛んです。ナシの「稲城」「多摩」、ブドウの「高尾」はこの地域を代表する品種です。

八王子市、町田市では、酪農等の畜産も行われており、アイスクリームやヨーグルトなどの6次産業化への取組も早くから進んでいます。

近年、区内の「コマツナ給食」など、地元の農産物を学校給食で取り入れる動きは都内全体に広がっています。八王子市の「とうきょう元気農場」で生産した

農産物を農地のない区内の給食に結びつける動きもあります。学校給食に地元産農産物を積極的に取り入れ、食育活動に結びつける動きは、日野市が先駆的役割をはたしてきました。

⑤北多摩

北多摩地域は区部と接した市街化の進んだ地域ですが、農業生産も盛んです。都内の市街化区域農地の半分以上がこの地域にあり、その87%が生産緑地です。

野菜では、ホウレンソウ、ブロッコリー、コマツナ、キャベツの作付けが多く、産出額では、トマト、ホウ

レンソウ、コマツナが上位となっています。東久留米市や三鷹市、小平市、東村山市ではトマト等の果菜類、清瀬市や東久留米市ではダイコン等の根菜類、立川市や清瀬市、東久留米市、西東京市、小平市ではコマツナやキャベツ等の葉茎菜類の生産が盛んです。東京特産のウドの生産は、立川市や国分寺市で行われています。小平市では平成5年から「畑からまっしぐら」のロゴを付けて、地産地消の取り組みを進めています。

果樹では、小平市や東村山市、昭島市のナシの他、ブルーベリーやキウイフルーツ等が生産されています。小平市は、日本におけるブルーベリー栽培発祥の地です。

花きでは、東村山市で花壇用苗ものの生産が盛んです。

この地域は植木やグランドカバー等の生産も盛んで、立川市や国分寺市を中心に都内生産の8割近くを生産しています。

⑥島しょ

花き類は、島しょの農業を支えており、特に切葉については日本を代表する産地となっています。フェニックス・ロベレニー、レザーファン、ルスカス、キキョウラン、ドラセナ、ハラン、サカキ等多様な切葉類が生産されています。八丈町の切葉生産は、国内トップです。また、ブバルディアやフリージアなどの切花生産も盛んです。さらに観葉植物の鉢物等も生産されています。

花き以外では、アシタバやキヌサヤエンドウ等の野菜やパッションフルーツ等の熱帯果樹、レモン等の柑橘類の生産が行われています。また、油用の椿実生産も行われており、利島村の生産量は国内トップクラスです。

小笠原村では亜熱帯の気候を活かしてミニトマトやパッションフルーツ、レモン、マンゴー等の野菜や果樹が生産されています。

(2) 農畜産物の生産

①生産額

図表2は、昭和45年（1970年）以降の農業生産額の推移を5年ごとにあらわしたものです。総生産額は昭和60年（1985年）の約409億円をピークに減少傾向であり、平成30年（2018年）の総生産額は約240億円（昭和60年時のおよそ57%）です。

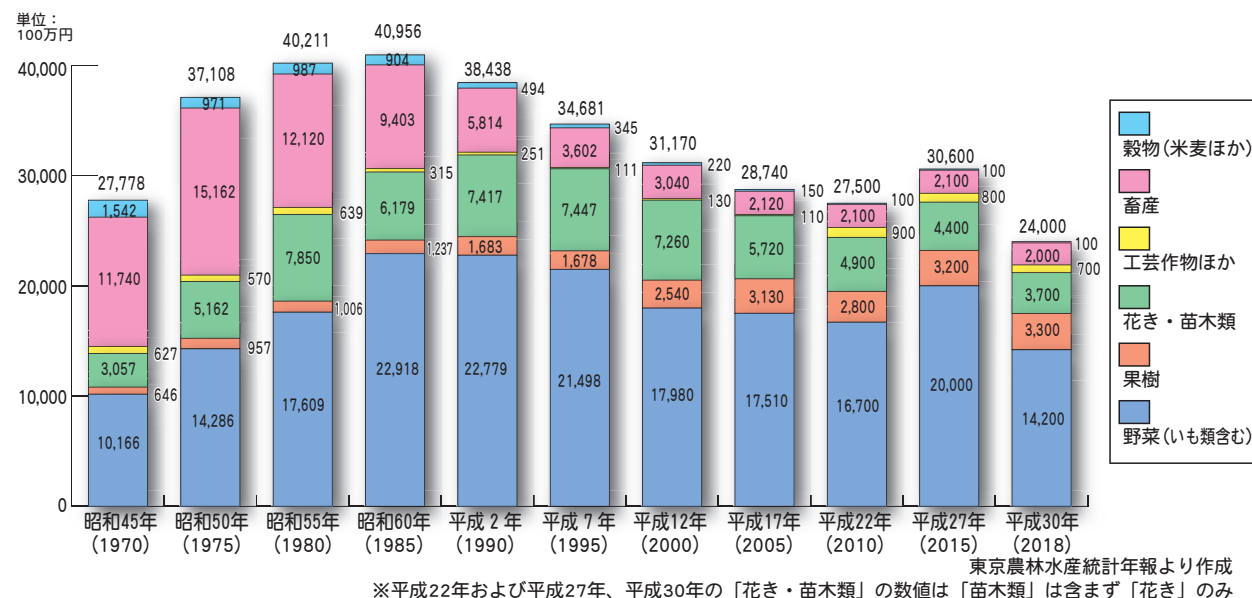
部門別に見ると、昭和50年（1975年）までは総生産額に占める割合では畜産物の生産額が最も大きく（昭和50年時で約40%）、次いで野菜類（いも類含む）でした。しかし、畜産は昭和50年（1975年）の約151億円をピークにそれ以降、生産額を大きく減少させています。また、米・麦等の穀類の生産額も昭和45年（1970年）から平成30年（2018年）までに約15分の1に減少しました。

一方、果樹の生産額は、昭和45年（1970年）から平成30年（2018年）まで増加傾向であり、この48年間で約5倍になりました。

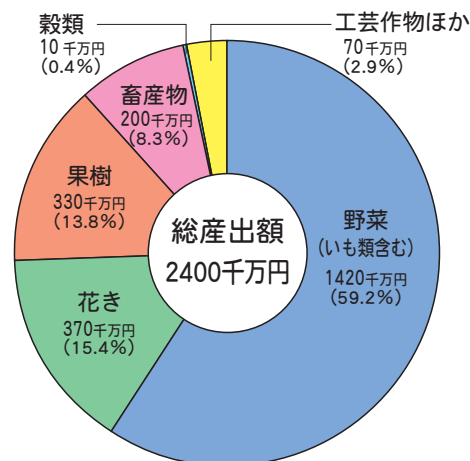
図表3は、平成30年の農業産出額の数値と部門別の割合をあらわしたものです。総産出額は約240億円で、部門別では最も大きな割合を占めるのは野菜（59.2%）です。次いで花き（15.4%）、果樹（13.8%）となっています。

図表4は、地域別の農業生産額をあらわしたものです。区部や西多摩では他地域に比べて野菜の占める割合が大きく、産出額の約8割が野菜です。北多摩ではグランドカバー類が約1割を占め、他地域よりも比較的大きいことが特徴です。南多摩では花きよりも果樹が占める割合が大きいです。島しょでは、観葉植物の切葉生産が盛なことから花きが生産額のおよそ7割を占めています。

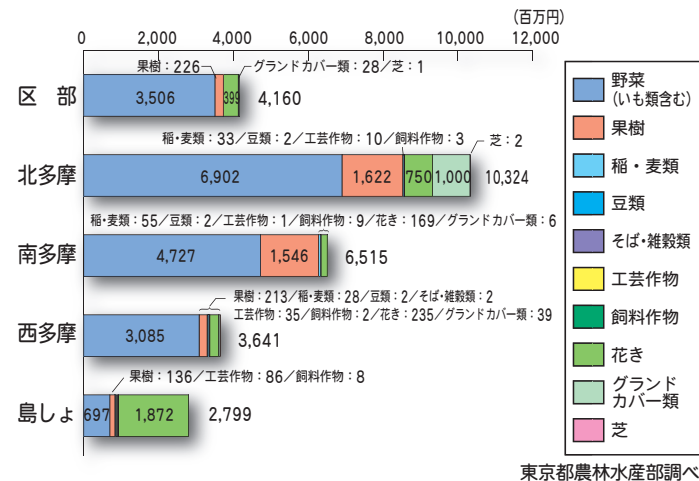
図表2 農業産出額の推移



図表3 農業産出額の内訳 平成30年(2018年)



図表4 地域別の農業産出額 令和元年産(2019年産)
※植木・緑肥作物を除く



②野菜

東京都では非常に多様な野菜類が生産されており、都民の食卓を豊かにしています。

作付面積が多い品目はコマツナ（1位）、ホウレンソウ（2位）、パレイショ（3位）、ダイコン（4位）、キャベツ（5位）です。特にコマツナは東京都を代表する野菜で、江戸川区で最も多く作付されています。

図表5の上位9品目以外では、ウドも東京都の特産として知られており、立川市や国分寺市、小平市をはじめ北多摩地域を中心に軟化ウドの生産が盛んです。また、昔から東京周辺で伝統的に生産されていた野菜類を「江戸東京野菜」として復活させ、普及する取組も各所で広がっています。

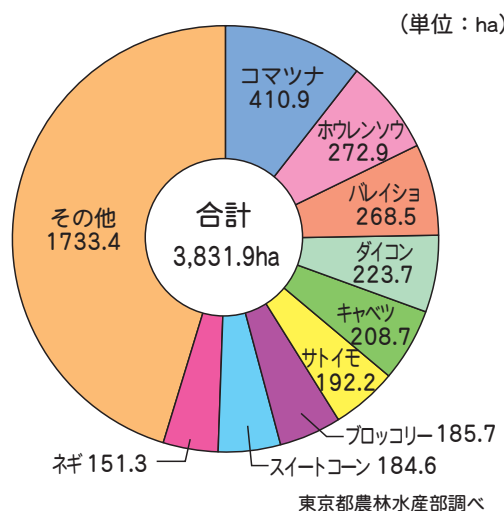
さらに、島しょ地域では、特産のアシタバやパレイショ、サトイモが多く生産されています。

産出額が多い品目はトマト（1位）、コマツナ（2位）、ナス（3位）、ホウレンソウ（4位）、エダマメ（5位）です。トマトやコマツナは、都内各地で施設を活用して少ない農地面積で高い収益性を実現している経営もあります。

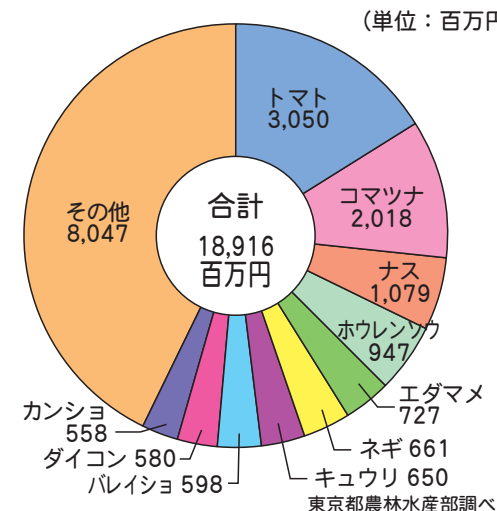
図表7は、昭和45年（1970年）以降の東京都における野菜の産出額と作付延べ面積の推移をあらわしたものです。作付延べ面積は減少傾向にあり、昭和45年（1970年）から平成30年（2018年）までに約7,400ha（66%）減少しました。

産出額で見ると昭和60年（1985年）のピークまでは伸び続け、その後は減少傾向となっています。

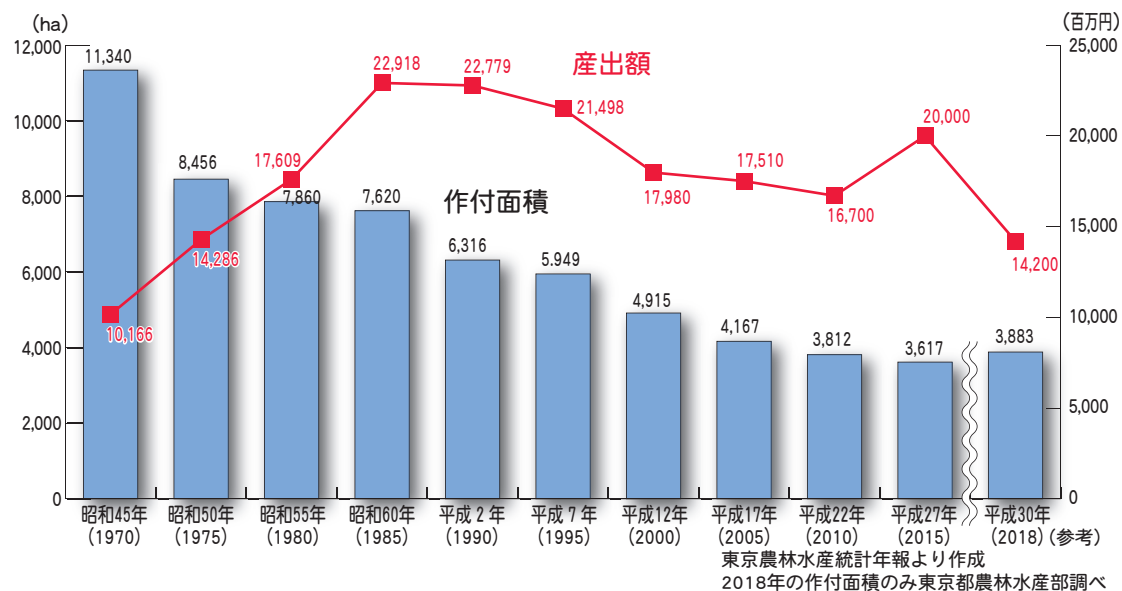
図表5 野菜の品目別作付延べ面積 令和元年産(2019年産)



図表6 野菜の品目別産出額 令和元年産(2019年産)



図表7 野菜の産出額と作付延べ面積の推移 (いも類含む)



③果樹

東京都で栽培されている果樹のうち、従来からの主要5品種は日本ナシ、カキ、ウメ、ブドウ、クリですが、近年はブルーベリーやキウイフルーツの生産も増えています。

図表8は、東京都における果樹の産出額と作付面積の推移をあらわしたものです。果樹全体の栽培面積は昭和60年（1985年）頃までは増え、その後に減少に転じています。しかし産出額は増加傾向であり、東京農業の中でも特徴的な分野となっています。

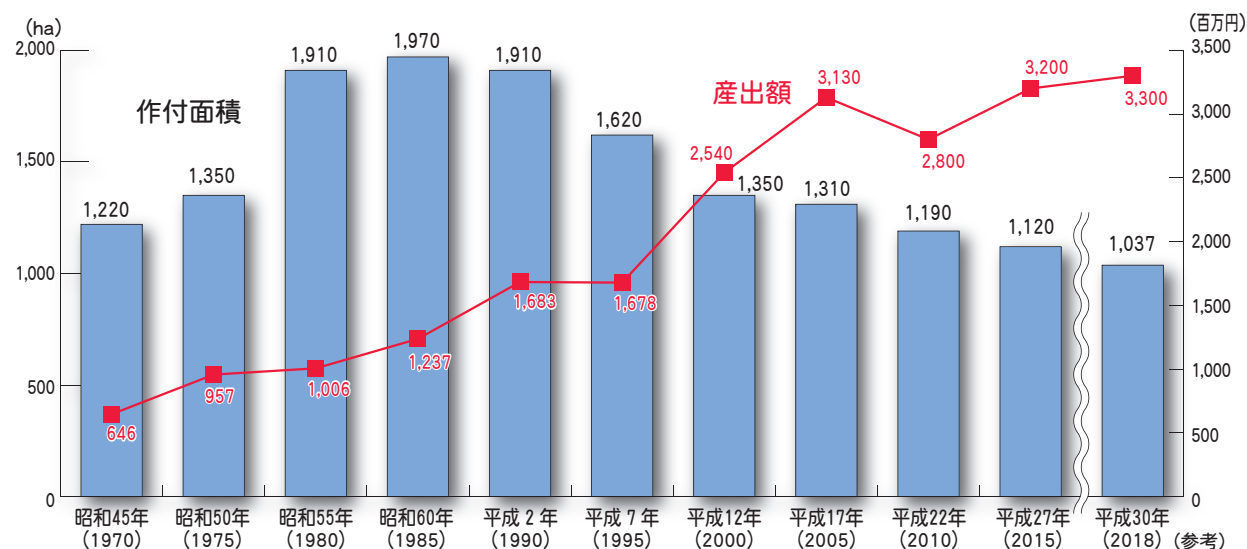
ナシは多摩川流域の稲城市や日野市が「長十郎」を代表とする赤ナシの産地でした。北多摩南西部を含め、この地域のナシは「多摩川ナシ」と呼ばれています。その後、北多摩北部にも広がり、「多摩湖ナシ」として産地を形成しました。様々な品種が栽培されていますが、東京ならではの品種として稲城市の生産者が作り出した大型の高級ナシ「稲城」があります。

ブドウは都農業試験場（現都農林総合研究センター）がつくりだした「高尾」が東京の主力品種となっています。「高尾」は、巨峰の実生から選抜された大粒の種なしブドウで、甘みが強く人気の高い品種です。稲城市を中心に多摩川沿いの各市をはじめ都内各地で栽培されています。

ナシやブドウを栽培する生産者の多くは市場等に出荷するのではなく、自家販売を行っています。東京ならではの季節の味として、贈答用に宅配便等を利用して地方発送に向けた供給が多いことが特徴です。

近年栽培が増えているブルーベリーは、果実を販売するだけでなく、地域住民や観光客向けに摘み取りで供給するレクリエーション農園も定着しています。また、島しょ地域ではパッションフルーツ等の亜熱帯果樹が生産されているほか、八丈町では新たな特産物として、八丈フルーツレモンの生産が広がりつつあります。

図表8 果樹の産出額と作付面積の推移



東京農林水産統計年報より作成
2018年の作付面積のみ東京都農林水産部調べ



八丈フルーツレモン

八丈島の農家によって、原木から挿し木をして島内全体に広がった八丈町のレモン栽培。

東京都島しょ農林水産総合センターが樹上で完熟させる作型を研究し、新たな魅力を引き出しました。

ブランド化に際し、一般公募により「八丈フルーツレモン」の愛称が名付けられ流通が始まりました。

市販品のレモンよりも果実が大きくなるように長い時間をかけて丁寧に育てられ、果皮の苦みが少なく、皮ごと美味しく食べることができます。



島しょ部のパッションフルーツを活用したシロップ

「Japan Juice 東京パッションフルーツ」は、大島町、三宅村、小笠原村産のパッションフルーツを余すことなく配合した、香料・着色料・添加物不使用のこだわりシロップです。パッションフルーツは、甘酸っぱさや芳醇な香りが特徴的な南国のフルーツです。皮から2通りの製法で香りと風味を抽出しており、心地よい酸味とトロピカルな味わいを楽しめます。

炭酸水や焼酎で10倍程度に薄めて飲むだけでなく、バニラアイスやヨーグルトにかけるフルーツシロップとしてもお楽しみいただけます。

（製造・販売：株式会社日本果汁）



④花き

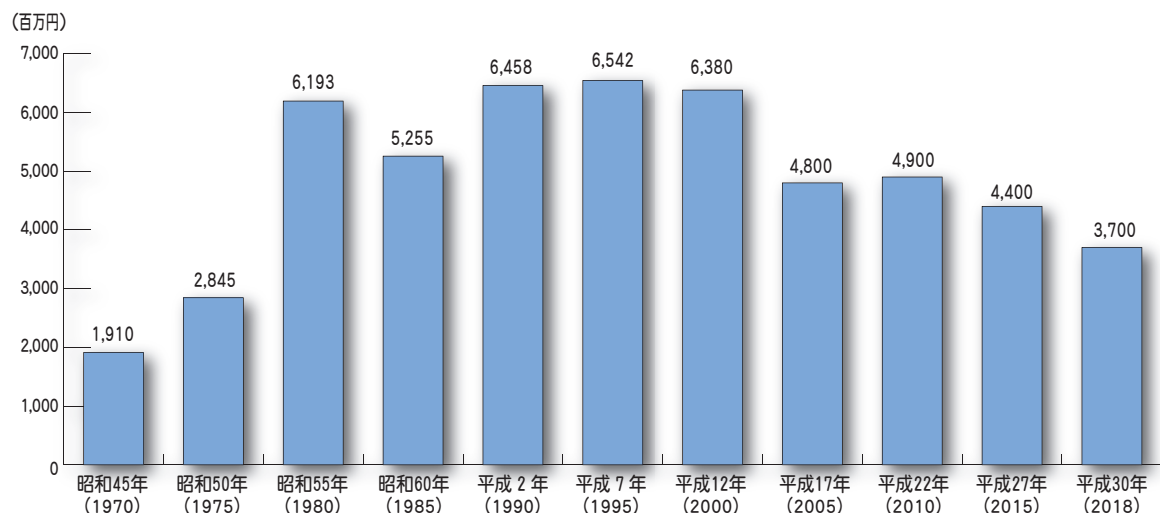
東京都の平成30年（2018年）のグランドカバーなども含めた花きの生産額は37億円で、このうち、約4割が島しょ地域、残りが区部や多摩地域です。島しょ地域では、花きの生産が盛んで、島しょ地域全体の農業生産額のおよそ7割を花きが占めています。

島しょ地域では、フェニックス・ロベレニー、レザーファン、ルスカス、キキョウラン、ドラセナ、ハラン、サカキ等の切葉の生産が盛んです。八丈町のフェニックス・ロベレニーは「八丈の米」と言われるほどで、この切葉出荷額は町の農業粗生産額全体の4割を超える基幹作目となっています。島しょ地域では切葉以外に、大島町のブバルディアやガーベラ、八丈町のフリージアやサンダーソニア等の切花生産や観葉植物鉢ものの生産も行われています。

区部や多摩地域では、消費地に近い生産地という利点を活かして、多様な花きが生産されています。特に、パンジー、ビオラ、マリーゴールド、ペチュニア等の花壇苗やシクラメン、プリムラ等の鉢花の生産が盛んです。近年、家庭での花きの消費が伸び、業務用ではなく一般家庭をターゲットに切花の生産に取り組む生産者も増えており、農産物直売所や庭先直売で野菜や果樹とあわせて直売されています。また、区内東部では、朝顔市等の伝統的行事と結びついた花きも生産されています。

都内の花き生産者の中には、生産技術の高さから、全国から研修生が集まる生産者や、「〇〇さんの△△」というように市場での評価の極めて高い生産者、専門性に特化して品種改良や育種に取り組む生産者も存在し、東京の多様な花き生産を支えています。

図表9 花きの産出額の推移



東京農林水産統計年報より作成

図表10 主な花きの品目別生産状況 令和元年産（2019年産）

	作付面積 (ha)	出荷量 (千本・千球・千鉢)
切り花類計	299.7	63,989
ガーベラ	1.2	1,123
トルコギキョウ	0.9	247
フリージア	4.3	7,360
レザーファン切葉	13.1	3,336
フェニックス・ロベレニー切葉	186.2	39,110
球根類計	0.9	1,552
鉢もの類計	43.6	2,385
シクラメン	5.5	218
ポインセチア	1.7	94
フェニックス・ロベレニー鉢物	2.0	46
花壇用苗もの類計	51.0	9,879
パンジー・ビオラ	13.7	3,120
マリーゴールド	6.2	1,413
ペチュニア	3.5	512

東京都農林水産部調べ



大島町のブバルディア栽培

⑤植木等（含植木・芝・グランドカバー類）

東京都の令和元年（2019年）の植木等のほ場面積は342haと、平成26年（2014年）と比べて48ha減少しています。しかしながら、グランドカバー類は、12haとほぼ同面積です。

植木及びグランドカバー類は、ほ場の78%が北多摩地域にあり、東京都の植木類生産の中心となっています。

植木は、立川市の94haを中心に、国分寺市の33haと続き、三鷹市、小平市、西東京市、調布市に20ha以上のほ場があり、グランドカバー類は三鷹市、府中市、あきる野市に2ha以上のほ場あります。

芝はほ場の51%が区部にあり、特に練馬区には14haのほ場があります。

植木等は景気の良し悪しによって、需要が大きく影響される分野です。景気が悪くなると需要が落ち込みます。従って、強い経営基盤がないと生産が厳しい反面、都市部の生産者が強みを出せる分野でもあります。また、植木生産者には大消費地の利点を活かし、街路樹や公共緑化向けの樹木、庭木等の生産に加え、造園業まで一貫して行う経営も多くあります。

東京都では、道路や公園等の緑化を進めるため、都内の農家に委託して、植木の苗木を市街化区域内農地等で育成する東京都苗木生産供給事業を行っています。これにより、地域環境に貢献するとともに、農業者の出荷先の確保に繋がっています。

図表11 植木の種類別生産状況 令和元年産（2019年産）

		ほ場面積 (ha)	出荷量
植 木	平成26年産（2014年）	389.5	556（千本）
	令和元年産（2019年）	342.0	529（千本）
芝	平成26年産（2014年）	29.2	1.8（ha）
	令和元年産（2019年）	26.6	1.6（ha）
グランドカバー類 (地被植物類)	平成26年産（2014年）	11.8	6,285（千鉢）
	令和元年産（2019年）	11.8	6,282（千鉢）

東京都農林水産部調べ



植木生産の様子



オリジナルのモミジを生産 国分寺 司メーブル

国分寺市の司メーブルの田中豊さんは、モミジを専門に生産・販売しています。

父の代からモミジの生産をはじめ、今では300種類以上を生産する国内有数の生産者となっています。

自ら品種改良を重ねた園オリジナルの品種も15種類ほどあり、そのなかでも「司シルエット」はきれいな円錐型で手入れのしやすさなどから国内外の愛好家からも高い評価を得ています。

植木農家には珍しく、生産物の7割以上を庭先直売所で販売しており、多種多様な商品と深い知見で客のニーズを満たしています。また、国内のみならず海外からもバイヤーが買い付けに来るなど世界の同業者からも厚い信頼を得ています。



⑥畜産

東京都では多摩地区を中心に畜産が営まれてきましたが、都市化の進展や輸入畜産物の増加などの景況から農家戸数、飼育頭羽数、産出額は減少しています。

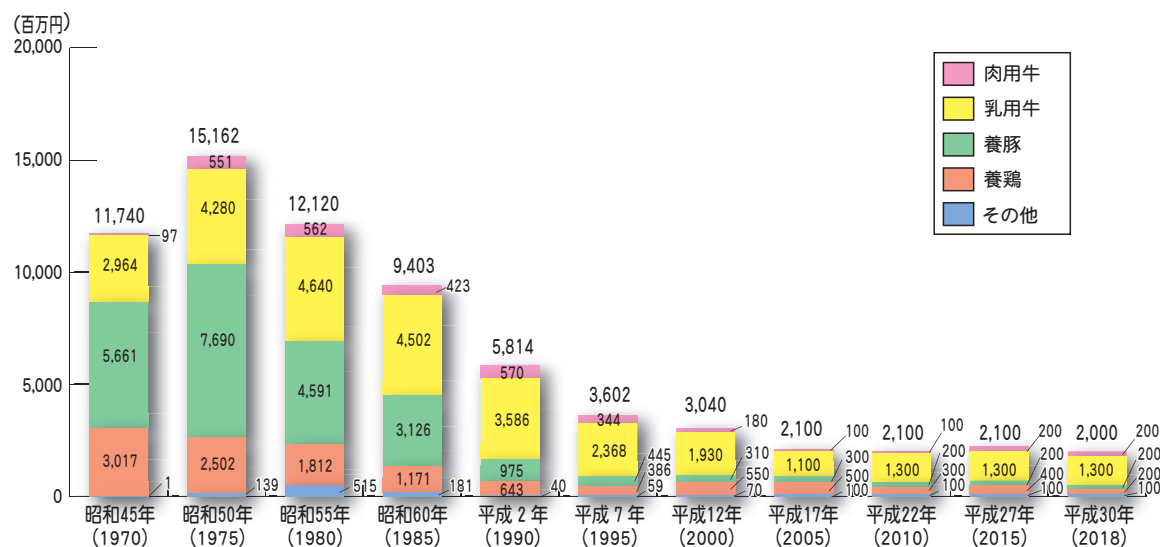
東京都の酪農は歴史が古く、江戸時代末期から明治初頭に関、区部を中心に始まりました。その後、多摩地域、島しょ部地域に広がり、昭和50年（1975年）頃をピークに減少に転じています。令和2年（2020年）の酪農家の数は44戸、飼育頭数は1454頭となっています。平成18年（2006年）に都内産の生乳のみを使用した「東京牛乳」の発売に続き、これを使った菓子類も発売され注目を集めました。また、自家の生乳を活用してアイスクリームやヨーグルト等の加工を行う酪農家もあります。地域の特産の果物や野菜と組合せ、地域に根ざした6次産業化も進んでいます。

肉用牛は、24戸で550頭が飼育されています。都内の肉牛生産者の多くは肥育経営ですが、青ヶ島村では和牛の繁殖経営も行われています。

東京のブランド豚肉である「トウキョウ X」ですが、これは平成9年（1997年）、東京都畜産試験場（現（公財）東京都農林水産振興財団青梅畜産センター）で作出された系統豚です。都内では、トウキョウ Xを含め8戸で約2000頭の豚が飼育されています。

養鶏は、採卵鶏が中心で、卵は直売や契約店舗等への販売が主流となっています。野菜等の直売とあわせて平飼い飼育した鶏の卵や東京うこっけいの卵を販売する小規模飼育に興味を示す生産者もいます。一方、都内の肉用鶏生産は、東京しゃもが中心となっています。都内では、採卵鶏は96戸で87千羽、肉用鶏は5戸で9千羽が飼育されています。

図表12 畜産の産出額の推移



東京農林水産統計年報より作成
(端数処理のため合計が一致しない場合がある)



TOKYO X 八王子市 澤井農場

八王子市の澤井保人さんは、都内のみで販売される希少価値の高いブランド豚肉「TOKYO X」



を長年に渡り生産してきました。

トウキョウ Xは、東京都畜産試験場（現（公財）東京都農林水産振興財団青梅畜産センター）が3品種の豚の長所を取り込んで作出した全く新しいタイプのブランド豚です。

生産効率よりもおいしさを追求した豚で、ロースにはサシが入り、とても柔らかな肉質となっています。

上質な赤身と脂肪がほどよく混ざりあい、そのとろける食感は消費者から好評を得ています。

⑦穀類

東京農業の特徴として、田が極めて少ないことが挙げられます。平成30年（2018年）の東京都の田の面積は256ha、都内の耕地面積の約4%足らずです。このうち、水稻を作付けしている水田は133haでした。水田は主に多摩地域に点在しており、八王子市に32haあります。続いてあきる野市、府中市、町田市、青梅市では10ha以上の水田があります。近年、水田及び米作は、癒やしの空間や食育の意味からも注視されています。

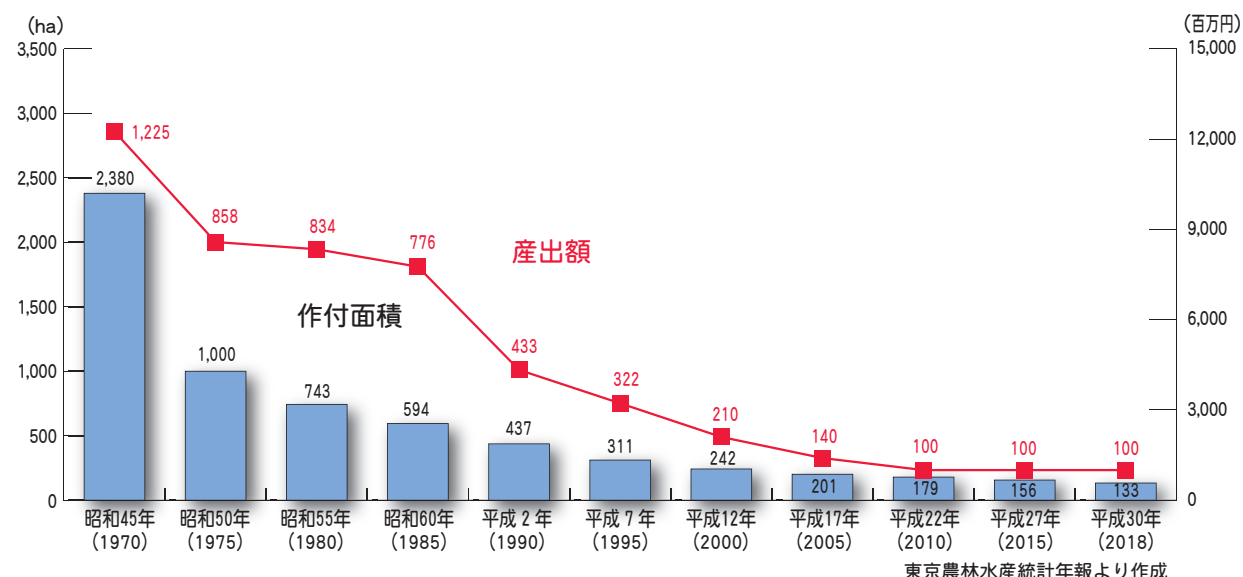
小麦は、平成30年（2018年）には20ha栽培されています。小麦栽培は、遊休農地対策や農地の集約化を進めるためにも一役買っています。あわせて、これらを活用して6次産業化や地域の商工業者と連携し、伝統品の復興や新たな特産品開発に繋げる動きも進んでいます。こうした動きは、小麦に限らず大豆やビール麦等の穀物にも波及し、地域興しに繋げる事例が見られます。

⑧特用作物

平成30年（2018年）の都内の茶栽培面積は131ha、生葉生産量は199tです。多摩西北部の瑞穂町を中心にした地域では、古くから茶の栽培が盛んです。この地域は、日本三大茶処のひとつである狭山茶の生産地域の南部に位置し、「東京狭山茶」の産地となっています。

茶園で生産された茶の生葉は、地域に点在している加工業者で緑茶等に加工されています。加工業者が茶園を所有したり、小売りまで行っていることが多くあります。また、近年は少なくなってきましたが、茶は都内各地で畦畔等で防風用と実益を兼ねて栽培されてきました。伊豆諸島では、油糧椿の生産と椿油の出荷が盛んです。

図表13 米の産出額と水稻作付面積の推移



東京紅茶 東大和市 お茶の木下園

東京狭山茶は瑞穂町、武蔵村山市、東大和市等の特産品です。東大和市のお茶の木下園では、同じ茶葉から生産される東京紅茶を製造・販売しています。



優しい香り、甘みのあるすっきりとした後味で和菓子や普段の食事にも合わせやすく性別・年齢を問わず人気があります。



椿油 大島町、利島村

伊豆諸島の利島村は、島全体が椿林に覆われ、その本数は約20万本とされています。椿の生産量は国内トップレベルで、椿油の生産も盛んで日本有数の産地となっています。

椿油は、食用・頭髪用・肌用のスキンケアなどに加工され島内外に出荷されています。



(3) 食の安全と地産地消

①安全な食料生産への取組

東京農業は、都民の生活の基礎である「食」を支えるため、安全・安心な農畜産物の安定的な供給に向けた取組を続けています。

近年「食の安全」を重視する消費者が増加していることから、農薬や化学肥料の使用を抑え、消費者のニーズに沿った農業生産を行うことが期待されています。

東京都は、そのような都民の期待に応えつつ農業を持続的に発展させるための新たな環境保全型農業に取

り組むこととしています。

その一環として、環境負荷の軽減と生産性を両立し、化学合成農薬と化学肥料の使用回数・量を都の定めた基準以下で栽培する「東京都エコ農産物認証」を平成25年（2013年）に始めました。また、東京都の定めた東京農業振興プランに基づき、農業生産における工程の管理を行う「東京都GAP」を制定し、ほ場内外の環境への配慮や資材の管理、適正な労働環境を把握することで、持続可能な農業を目指すこととしています。

このほか、都内には、「有機農産物検査認証制度（有

機JAS）」に基づく方式で生産し、消費者の安産・安心へのニーズに応え、環境に優しい農業を実践する農業者もいます。



環境に配慮したナスとバンカープランツの混植

解説

東京エコ農産物認証制度

東京エコ農産物とは、環境負荷の軽減と生産性の調和に留意しつつ、土作りの技術を導入するとともに農薬や肥料の慣行使用基準から、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物です。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分とし、東京都が認証します。東京都は、残留農薬検査をして、認証農産物の安全性について確認しPRをします。生産者は、農産物に認証マークを付けて販売することができます。



東京エコ25

東京エコ50

東京エコ100

解説

農業生産工程管理(GAP)

GAP (Good Agricultural Practice) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産の工程を管理する取組です。

「東京都GAP認証制度」は持続可能な東京農業の実現などの目標に向け、農林水産省のGAPガイドラインに準拠し、都市農業の特徴を反映した都独自の制度です。

約90の項目で構成され、調査機関による調査後、知事が認証を行います。



解説

有機農産物検査認証制度(有機JAS)

JAS法に基づき、「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、認定された事業者のみに「有機JASマーク」の使用を認める制度です。化学肥料や農薬の使用を避け、堆肥等で土作りを行い、禁止された化学肥料や農薬を2年以上使用していないほ場で栽培するなどの基準があります。「有機JASマーク」が付されたものでなければ、「有機」と表示できません。



②地産地消の推進

大消費地である東京都における農業は、消費者との距離が近く、新鮮で安全・安心な農畜産物をいち早く消費者に届けることができます。地産地消は、輸送コストを抑え、食育にも一役買うなど多面的なメリットがあり、環境保全の面においても注目されています。

近年、生産地から消費者までの距離が短いほど環境への負担が少ないというフードマイレージという考え方も広がりを見せています。また、農業者との交流を望む消費者も増えており、ニーズの把握や食文化の継承などの効果が期待されています。

都内の農業者は、市場出荷のほか自宅の庭先直売所や共同直売所、量販店、飲食店など多種多様な出荷先を確保し、都民に農畜産物を提供しています。伝統の江戸東京野菜やTOKYO Xなど都独自の農畜産物も注目を浴び、それらを使用する飲食店などからも高い評価を得ています。また、都内の小中学校のうち令和元年度（2019年）に都内産農産物を使用した割合は小学校で94.5%、中学校で89.2%と高く、地産地消への関心の高さが窺えます。

東京都では、さらなる地産地消を推進するため様々な認証制度を設けており、それらを活用し、より多くの都民に都内産農畜産物を知ってもらえるように情報発信を強化することで、地産地消の拡大を図っています。

図表14 学校給食に都内農産物を採用している学校数(令和元年度実績)

	小学校			中学校		
	完全給食実施校数	都内区市町村の農産物を使用	割合	完全給食実施校数	都内区市町村の農産物を使用	割合
全都計	1,268	1,198	94.5%	602	537	89.2%
区部計	819	749	91.5%	370	323	87.3%
市部計	425	425	100.0%	213	195	91.5%
町村部計	24	24	100.0%	19	19	100.0%

東京都教育委員会「令和元年度東京都における学校給食の実態」

解説 東京島じまん食材使用店登録制度

東京都では、東京の島しょ地域において豊かな自然に育まれた、魅力的な食材である農林水産物を積極的に活用している島の飲食店を「東京島じまん食材使用店」として登録し、PRすることにより、島しょ産食材の地産地消を進めています。



都内産農産物を材料に使った学校給食

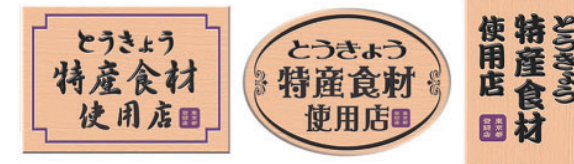


- 【献立名】
- ・牛乳（東京牛乳）
 - ・小松菜ご飯（西東京市産 小松菜）
 - ・ムロアジのメンチカツ（八丈島 ムロアジ）
 - ・キャベツのマスタード添え
 - ・明日葉麺入りすまし汁（伊豆諸島 明日葉粉末入り麺）
 - ・梨（南水）

提供：教育庁地域教育支援部義務教育課

解説 とうきょう特産食材使用店登録制度

東京都では、都内産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として登録し、多くの都民にPRすることにより地産地消の取組拡大や消費者の都内農林水産物への理解促進を図り、消費や生産の拡大に繋げていくこととしています。



解説 東京都地域特産品認証食品

東京都では、都内産の原材料を使用している加工食品または東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品について、商品に込めた思いやこだわり、味や品質等を審査し認証しています。

認証を受けた食品には、東京都独自のマーク（通称「Eマーク」）を付けることができます。



(4) 農産物が消費者に届くまで

都内で生産された農産物が消費者に届くまでの流通ルートは多岐にわたっており、都内農業者にとって大消費地が近くにあることや、流通の選択肢が多いことは大きなメリットとなっています。その特性を活かすため、ひとつの経営で複数の出荷先や販売方法を持つケースは少なくありません。

①野菜や果物の主な流通ルート

a. 農家個人による直売

区部などの宅地化が進んだ地域では、野菜や果樹を栽培する多くの農家が庭先直売を行っています。果樹農家は、宅配便で全国へ発送したり、もぎ取りや摘み取りで販売する農家もいます。

b. 共同直売所を通じた販売

都内の多くの区市町村には、JA等が運営する共同直売所があり、地産地消の拠点となっています。また、駅前や広場で直売を行う生産者グループもいます。

c. 量販店（スーパー）・生協等での販売

スーパー等と契約を結び出荷をする形態で、農家側が価格を決めるインショップ形式や、間に市場や集荷業者が入る場合もあります。

d. 市場を通して小売店へ

農家が卸売市場へ持ち込み、卸売業者を通して青果店等に卸され販売されます。

e. 学校給食への供給

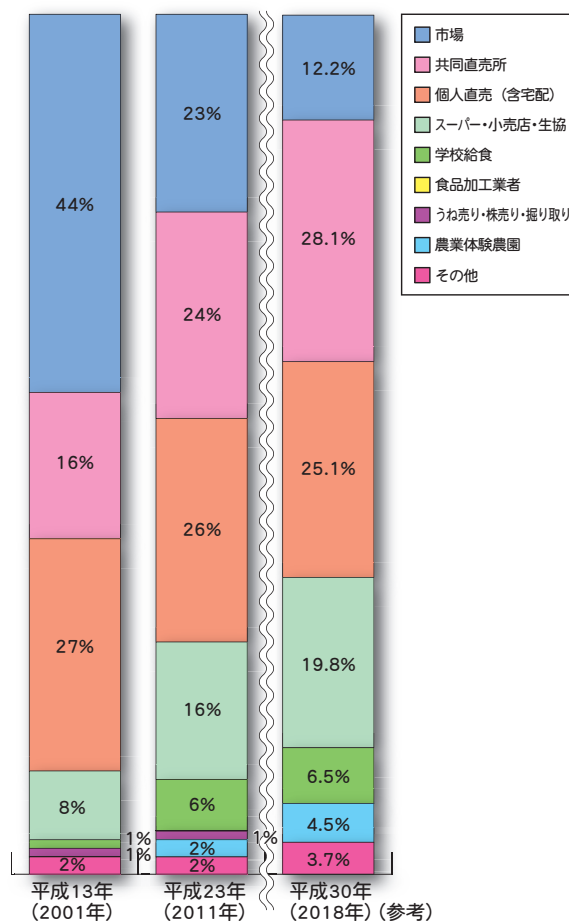
多くの区市町村で、食育等の面から学校給食に地元産の農産物を使用しており、農家も積極的に納品しています。

②花や植木の流通ルート

花や植木は専門の市場等を通して流通します。個人で直売したり共同直売所での販売も行われており、緑化の材料として造園業者などにも卸されています。

図表15 野菜農家の出荷販売先の変化

「野菜生産農家の出荷・販売に関する実態調査」（平成23年度（2011年）・東京都）では、都内で野菜を生産する認定農業者に出荷先や販売手法ごとの売上割合を10%きざみで回答を求めた（回答：481経営体）。また、「野菜・花き生産農家の出荷・販売に関する調査」（平成30年度（2018年）・東京都）では、都内で野菜および花きを生産する認定農業者などに出荷先・販売手法ごとの売上割合の回答を求めた（回答数：651経営体）。その結果を比較したところ、市場出荷の割合は年々大きく減少し、かわりに共同直売所、スーパー・小売店・生協、学校給食への出荷が増加している。



生産緑地に直売所を開設 東大和市の事例

2017年6月に生産緑地法の一部改正が施行され、生産緑地に農産物直売所などの開設が可能となりました。この改正を受けて、東大和市の橋本翔吾さんは、2020年2月4日に所有する生産緑地に新築2階建ての農産物直売所を開設しました。

橋本さんは後継者として就農し、それまでの市場出荷中心の経営から転向して直売に取り組む中で、制度改正を機に直売所の開設を考えるようになりました。

直売所には、地域の若手農業者8人が新鮮な農産物を出荷し、近隣住民を中心にリピーターも増えています。2階部分は、女性グループを中心にワークショップを開くことも検討しており、今後の展開が期待されています。

当ケースでは、用途地域の関係で当初予定していた生産緑地に設置ができず、相続税納税猶予制度適用農地に直売所を設置することになりましたが、納税猶予制度が打ち切れ、猶予税額と利子税を支払うこととなったことから制度の更なる充実が求められています。



2 東京農業の多様な役割と都民の期待

(1) 多面的な役割と価値

①平成27年度政策調査「都市農業・農地が有する多面的機能の経済的評価に関する調査」

都市の農業・農地には、農産物を供給するという本来の役割以外にも、環境の保全や防災機能、教育機能など公益的な機能があり、こうした機能を農業・農地の持つ「多面的機能」と呼んでいます。

東京都では、この多面的機能を経済的な価値に換算する調査を行った結果、都内の農業・農地の価値は年間2,465億円となり、あらためて都市農業・農地の価値が明らかになりました。以下では、多面的機能の概要と調査結果についてご紹介します。

1) 農業生産機能 評価額：303億円

農業・農地の本来の機能であり、食料の安定供給、新鮮・安全な食料を供給する機能です。その中でも東京の都市農業・農地は、大消費地の中にあるという特徴があり、都内の消費者にとって新鮮で、栽培中も目に見えるという意味で安心な食材として支持されています。



都内で最も産出額の多いトマトの生産

2) 公益的機能

◆環境保全機能 評価額：527億円

農地周辺の気温の上昇を抑えることで、暑さをやわらげたり（ヒートアイランド現象を抑える）、雨を地面に浸透させ、地下水として利用できるようにする機能があります。また、空気中



住宅に囲まれた中での農業生産

の二酸化炭素や大気汚染物質を吸収（浄化）することや、生ゴミ等を肥料として再利用し、ゴミの量を減らすなどの機能も持ちます。今回の調査では、この環境保全機能の評価が最も高くなりました。

◆レクリエーション機能 評価額：143億円

市民農園、体験農園等による収穫体験や、土とのふれあいによって、心身ともにリフレッシュさせる機能や、農園利用者や農家と交流することでコミュニティを育成する機能があります。



農家から農作業の説明を受ける農園利用者

◆教育機能 評価額：254億円

野菜や果物がどのようにつくられ、動物や植物のいのちがどのように育まれているか学ぶことができ、また、豊かな自然との関わりが体験できたり、動植物に触れることなどで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心を育むことのできる機能です。学校給食への地元農産物の活用などにより、健全な食生活について考える機会を持つことができます。



稲刈りを体験する子ども達

◆景観形成機能 評価額：164億円

農地に育った作物や農家の周りの屋敷林などにより、季節感や開放感の感じられる美しい田園風景を確保する機能です。



茶畑の風景

◆歴史・文化の継承機能 評価額：163億円

農業に由来するお祭りなどの伝統行事を継承するものや、地域独自の歴史や文化を伝える伝統技術・伝統芸能を継承する機能です。



農業者が中心となり行う板橋区の伝統的な祭り「田遊び」。国の重要無形民俗文化財に指定されている。

◆防災機能 評価額：342億円

火災が起こった際、オープンスペースである農地が燃え広がりを防止するのに効果的であることや、地震や火災の時に、一時的な避難場所や復旧用機器等の仮置き場として活用されるなど、農地は防災に効果のある機能を持ちます。また、水田や畑で雨を一時的にためて、ゲリラ豪雨等の洪水を防止する機能もあります。評価額では、環境保全機能に次いで2番目に高くなりました。

都内の区市町村では、こうした防災機能を活かすため、J Aや農業者の組織と、防災に関する協定を締結する取組が進んでいます。図表16は、協定の締結状況や内容を表しています。

◆健康増進機能 評価額：258億円

農作業を行う中で、運動が精神的、肉体的に健康な生活を支えることができ、特に高齢者や障害者が農作業を行うことにより、心身の健康維持や自立支援に繋がる機能です。



農作業は健康な生活にも繋がる

◆生物多様性の保全機能 評価額：311億円

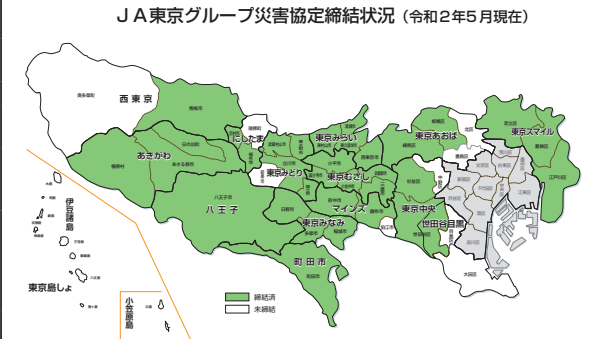
人が手入れすることによって、水田や畑に生息する多様な生き物の生息・生育環境を維持し、多様な野生の動植物の保護に役立つ機能です。



水田での生き物採取

図表16 J Aグループ等災害協定締結状況（令和2年（2020年）5月現在）

J A名	市町村等	締結年月	協力内容
西 東 京	JA新みやぎ	H24年5月	・災害時において、JAおよび組合員が保管または生産している食料品等の供給にすること。 ・平常時において組合員が所有する農地のうち、一時緊急避難場所として使用することに協力できる農地の斡旋にすること。 ・支援物資の提供・運搬 ・支援チームの派遣
	青 梅 市	H25年3月	・食料品等の供給 ・一時緊急避難場所として使用することに協力できる農地の斡旋 ・その他協力可能なこと
	青梅警察署	H25年11月	・大規模災害時において、調達可能な食糧の供給
	青梅消防署	H27年12月	・大規模災害時において、調達可能な食糧の供給
にしたま	福 生 市	H20年4月	・生鮮食料品等の供給 ・一時緊急的に避難するための農地の斡旋 ・応急仮設住宅建設用地及び復旧用資材置場に使用するための農地の斡旋
	J A 梨 北	H20年5月	・災害時、福生市から要請があった場合にJAにしたまを通じ、JA梨北より緊急援助米を優先的に供給
	JA新みやぎ (JA栗っこ)	H24年5月	・災害時における相互支援協定
あきがわ	あきる野市	H21年11月	・救援物資の供給 ・車両の燃料及び灯油、LPガス等各種燃料の供給 ・一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・一時的な避難所又は救援物資置場としてのビニールハウス及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・その他協力が可能なこと
	日 の 出 町	H26年2月	・救援物資の供給 ・一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・一時的な避難所又は救援物資置場としてのビニールハウス及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・その他協力が可能なこと
	檜 原 村	H26年7月	・救援物資の供給 ・一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・一時的な避難所又は救援物資置場としてのビニールハウス及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・その他協力が可能なこと
	JA新みやぎ (JA栗っこ)	H24年5月	・支援物資の提供・運搬 ・支援チームの派遣 ・被災地支援活動及び付帯する業務
	五日市警察署	H25年12月	・大規模災害時の食糧確保
	八 王 子	H25年4月	・JA新みやぎおよび八王子市への緊急災害時における物資の運搬及び供給に関する協力
	日 野 市	H22年5月 H30年12月 再 協 定	・災害時における物資の供給協力
東京みなみ	稲 城 市	H8年8月	・物資(食糧品・日用品)の供給
	多 摩 市	H20年6月	・食糧、食料品及び日用品等の救援物資の供給
	町 田 市	H17年6月	・一時避難場所、復旧復興の資機材置場、支援隊の拠点、支援物資置場として協力農地を斡旋(4.0m以上の公道に接道し1000m以上の生産緑地及び市街化区域農地) ・生鮮食料品の調達
J A名	市町村等	締結年月	協力内容
マインズ	調 布 市	H9年9月	・生鮮食料品等の供給 ・一時緊急的(7日以内)に農地に避難すること
東京みどり	東 大 和 市	H26年3月	・生鮮食料品の調達 ・一時的避難場所(協力農地)
	武蔵村山市	H29年7月	・一時的避難場所(協力農地)
	国 立 市	H30年10月	・生鮮食料品の調達 ・一時的避難場所(協力農地)
立 川 市	立 川 市	令和2年2月	災害時における食料品などの供給、その他協力事項 ※協定については、ファーマーズセンターみのれ立川及びびのれ立川幸町店 ・救出、救助のためトラック・トラクター等の資機材および運転・操作等の労力の提供を斡旋 ・一時集合場所、復旧用資材置場等として農地を斡旋 ・生鮮食料品の調達 ・農地内の災害用井戸を斡旋
	東村山市	H19年11月 R1年5月 再 協 定	・仮設住宅建設用地、復旧用資材置場、一時避難場所(7日以内)として生産緑地を斡旋 ・生鮮食料品の調達
	東久留米市	H11年3月	・仮設住宅建設用地、復旧用資材置場、一時避難場所(7日以内)として生産緑地を斡旋 ・生鮮食料品の調達
東京みらい	西 東 京 市	H19年11月	・一時避難場所、緊急避難場所として協力農地を斡旋(500m以上の生産緑地及び市街化区域農地) ・生鮮食料品の調達
	清 瀬 市	H28年11月	・緊急的に避難する一時集合場所 ・生鮮食料品の調達 ・地域輸送拠点等の使用 ・重機の貸出し ・ビニール(パイプ)ハウスの貸出し
	三 鷹 市	H15年7月 H19年7月 再 協 定	・緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他オープンスペースとして農地を斡旋 ・倒壊建物等における人命救助活動のため、組合員が所有する重機等の提供及び救助活動に協力(改定時追加内容) ・生鮮食料品の調達
東京むさし	小 平 市	H15年9月 H24年9月 再 協 定	・一時緊急的に避難場所として協力生産緑地を斡旋 ・生鮮食料品の調達 ・農業用機械の斡旋
	国 分 寺 市	H14年8月	・一時避難場所、緊急避難場所として協力農地を斡旋(生産緑地及び市街化区域農地) ・生鮮食料品の調達
	国分寺市農業関係3団体	H18年8月	国分寺市野菜生産組合・国分寺市畜産研究会・国分寺市果樹組合 災害時、国分寺市から要請があった場合にJA東京むさしを通じ、3団体より生鮮食料品を優先的に供給
東京中央	小 金 井 市	H16年4月	・緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他オープンスペースとして農地を斡旋 ・生鮮食料品の調達
	武 蔵 野 市	H14年12月	・一時集合場所、避難所、緊急避難場所として協力農地を斡旋(生産緑地及び市街化区域農地) ・生鮮食料品の調達
	世 田 谷 区	H12年1月	・仮設住宅用地、復旧資材置場、その他オープンスペースとして生産緑地を斡旋 ・生鮮食料品の調達
世田谷目黒	世 田 谷 区	H26年5月	・JA施設の災害対策用備蓄物品の保管場所提供 ・JA施設の帰宅困難者の一時受け入れ場所の開放他
	杉 並 区	H12年2月	・仮設住宅用地、復旧資材置場として生産緑地を斡旋 ・農作物の提供
	世田谷目黒	H12年1月	・仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他オープンスペースとして生産緑地を斡旋 ・生鮮食料品の調達



J A名	市町村等	締結年月	協力内容
東京あおば	板 橋 区	H7年11月	・緊急避難的に農地に立ち入ること ・生鮮食料品の供給 ・その他供給することが可能なもの
	練 馬 区	H8年11月	・仮設住宅建設用地、復旧資材置場として生産緑地を斡旋 ・生鮮食料品の調達
東京スマイル	足 立 区	H13年3月 H19年3月 再 協 定	・農業生産物の供給 ・一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他オープンスペースとして農地を供給 ・農業用施設の供給(一時的宿泊施設として鉄骨ハウス・パイプハウス、生活用水として井戸、一時的使用を目的とするその他農業用施設)
	葛 飾 区	H12年10月	・避難場所等として生産緑地等の提供 ・組合員の生産する農産物その他の物資の提供 ・農業用施設の提供(鉄骨ハウス・ビニールハウス・井戸・その他農業用施設)
	東京島しょ	締 結 な し	
そ の 他	府中市と農業関係8団体	H8年5月	農業関係8団体(畜産連合会・農事研究会連合会・果実生産出荷組合・椎茸生産出荷組合・花卉園芸組合・是政出荷組合・押立園芸組合・いちご組合) ・災害時の農作物の優先供給に関する協定 ※550軒の農家のうち204軒がいずれかに加盟(平成8年5月現在)
	江戸川区と江戸川区農業経営者クラブ	H9年4月	・トラック・トラクター・保冷庫等の資機材の提供 ・上記の運転・操作等労力の提供 ・生鮮野菜の供給 ・物置・倉庫等での緊急物資の一時保管場所の提供 ・井戸水の提供
	羽村市と羽村市農業団体協議会	H20年9月	・農産物等の供給 ・緊急的な避難場所及び支援物資等の保管場所として、一時的に使用するための農地の借出。 ・その他協力可能なこと。
	立川市と立川農業振興会	H23年5月	・農産物の供給 ・一時的な避難場所、資機材の保管場所等として農地の提供

(※1) JA新みやぎ・・・宮城県北部の5JA(みどりの・栗っこ・南三陸・あさひな・いわでやま)が令和元年7月に合併。
(※2) JA梨北・・・山梨県韮崎市、北杜市、甲斐市の一部(旧双葉町)を管轄とするJA

②都民と農業とのふれあい

近年、農業への注目度が上がっており、多くの都民が農業との関わりを求めています。東京の農業は、都民の暮らしにレクリエーションの場を提供し、多くの都民が農業の持つ様々な魅力を感じながら実りある余暇を過ごしています。

a. 市民農園と農業体験農園

市民農園は、区市町村等が開園し、入園者が自由に野菜づくりなどを楽しむことができる小規模な区画貸し農園です。平成31年（2019年）3月末時点で、東京には422カ所の市民農園が開設されており、その総区画数は23,362区画です。

平成8年（1996年）に練馬区で開園した農業体験農園は、市民農園のような区画貸しではなく、入園者は農園主の指導に基づいて農作業をするスタイルとなっています。年間の入園料は収穫する野菜の代金にあたり、苗や資材は農園主から提供されます。プロの農家の指導を受けながら野菜づくりに取り組むことができ、入園者同士の交流もあるため、農業のカルチャースクールとしての機能もあります。農園主としても農作業の負担軽減や安定収入の確保に繋がるなどのメリットがあります。

平成31年（2019年）3月末時点で、東京には114カ所の農業体験農園があります。

b. 農業公園

都内には、都民が農に「触れ」「学び」「楽しむ」ことができる農業公園があります。四季折々の農産物や花を見て楽しむことができ、様々な体験ができる公園となっています。古民家や昔の農機具の展示など農業の歴史を学ぶ上でも貴重な場となっています。

図表17 東京都における市民農園および農業体験農園の農園数・区画数（平成31年（2019年）3月末現在）

区市町村名	市民農園		農業体験農園		区市町村名	市民農園		農業体験農園	
	農園数	区画数	農園数	区画数		農園数	区画数	農園数	区画数
目黒区	2	117			立川市	2	199	5	372
大田区	5	338			武蔵野市	8	692	1	104
世田谷区	21	922	6	135	三鷹市	7	584	5	62
杉並区	10	1,062	2	177	府中市	17	1,002	4	204
板橋区	37	2,013			昭島市	2	45	6	227
練馬区	53	2,766	15	1,709	調布市	15	863	5	189
足立区	13	804	4	139	小金井市	3	136	2	90
葛飾区	19	951	2	107	小平市	5	896	4	322
江戸川区	33	1,357	1	23	東村山市	3	211	6	519
区部計	193	10,330	30	2,290	国分寺市	5	457	7	262
青梅市	15	815	5	77	国立市	16	726	4	96
福生市	8	567			西東京市	5	363	4	292
あきる野市	9	409			狛江市	8	311	2	79
羽村市	6	220	1	62	武蔵村山市	5	277	2	120
瑞穂町	1	145			東大和市	3	178	1	74
日の出町	5	300			清瀬市	1	26	1	70
奥多摩町	1	32			東久留米市	9	588	3	50
西多摩計	45	2,488	6	139	北多摩計	114	7,554	62	3,132
八王子市	30	1,359			新島村	1	7		
町田市	4	216	8	413	島しょ計	1	7	0	0
日野市	11	637	5	108	東京都計	422	23,362	114	6,156
多摩市	7	298	2	46					
稲城市	17	473	1	28					
南多摩計	69	2,983	16	595					

東京都農林水産部調べ



体験農園の様子



足立区都市農業公園

(2) 都民の期待 ～都政モニターアンケートより～

東京都生活文化局は令和2年（2020年）に「東京の農業・水産業」をテーマにインターネット都政モニターアンケートを実施しました。以下、結果の概要を紹介します。（調査結果は東京都のホームページでも公開されています。）

①アンケートの対象者

このアンケートのモニターは、インターネットが使える18歳以上の都内在住者を対象に公募し、性別、年代、地域などを考慮し500人が選任されます。

回答者の内訳は、男女比がほぼ半々、年代は19歳以下が1.2%、20代が13.6%、30代が16.6%、40代が19.4%、50代が16.2%、60代が15.6%、70歳以上が17.4%です。居住地域は区部が68.8%、市町村部が31.2%です。

②東京の農業との接点

「東京産農畜産物を食べたり、近くに農地があったり思いがけず農地を見かけたり、直売所などがあることにより、あなたは東京の農業を身近に感じたことがありますか」という質問（複数回答可）への回答が図表19です。55.7%の回答者が「購入したことがある」と答えています。「近くに農地がある」が45.3%、「マスコミなどで東京の農業の話題を聞いたことがある」が41.7%となった一方、「東京の農業者と話したことがある」は15.4%にとどまっています。

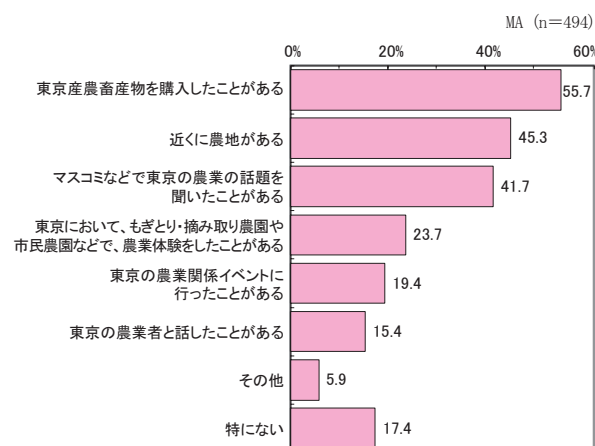
③東京産農畜産物の認知度

「次に掲げる東京特産の農畜産物を知っていますか」という質問（複数回答可）への回答が図表20です。江戸川発祥のコマツナ、TOKYO X、東京狭山茶などが上位にきています。

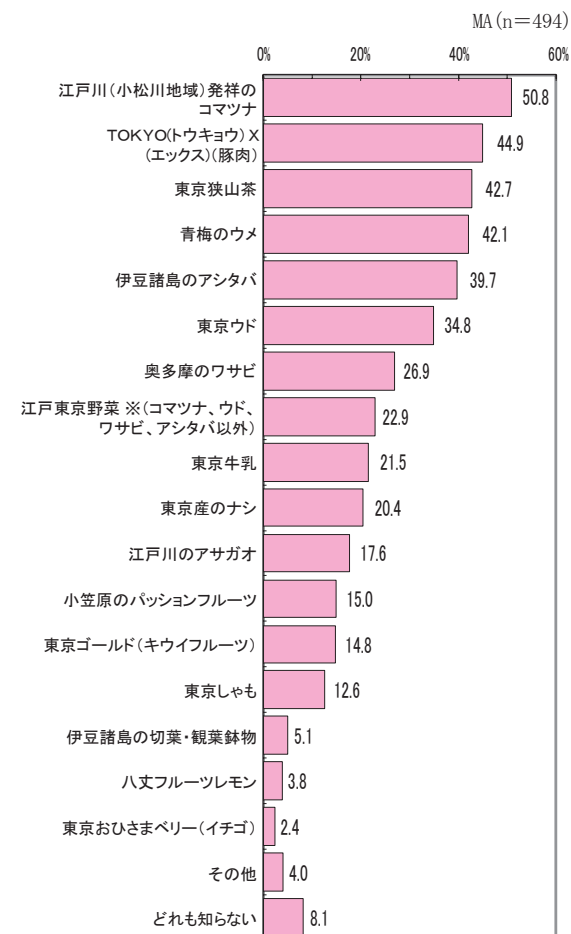
図表18 アンケートの対象者

			モニター 人 数	回 答			
				人 数	構成比	率	
全 体			500	494	-	98.8	
性 別	男 性		250	250	50.6	100.0	
	女 性		250	244	49.4	97.6	
年 代 別	18・19歳		6	6	1.2	100.0	
	20 代		67	67	13.6	100.0	
	30 代		83	82	16.6	98.8	
	40 代		99	96	19.4	97.0	
	50 代		81	80	16.2	98.8	
	60 代		77	77	15.6	100.0	
70歳以上		87	86	17.4	98.9		
職 業 別	自営業		44	44	8.9	100.0	
	常 勤		193	190	38.5	98.4	
	パート・アルバイト		71	71	14.4	100.0	
	主 婦		93	90	18.2	96.8	
	学 生		23	23	4.7	100.0	
	無 職		76	76	15.4	100.0	
居住地域別			東京都区部	344	340	68.8	98.8
			東京都市町村部	156	154	31.2	98.7

図表19 東京の農業との接点（複数回答可）



図表20 東京産農畜産物の認知度（複数回答可）



④東京産農畜産物の入手方法

「東京産農畜産物をどこで購入しましたか」という質問(複数回答可)への回答が図表21です。「スーパーなどの量販店」が59.5%と最も多く、次いで「JA(農協)等の農産物共同直売所」、「農家の個人直売所」となりました。

⑤東京産農畜産物への期待

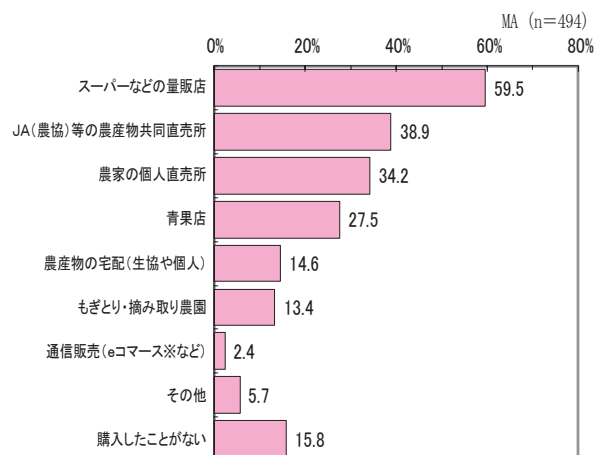
「東京産農畜産物に何を期待しますか」という質問(2つまで選択可)の回答が図表22です。「新鮮であること」が51.6%、「安全・安心であること」が42.7%、「味や品質が良いこと」が37.9%となり、「価格が安いこと」(17.2%)や「見た目が良いこと」(0.4%)を大きく上回っています。地産地消に対する意識が高まるなか、鮮度や安心感に対する期待はより大きくなっています。

⑥東京の農業・農地についての意向

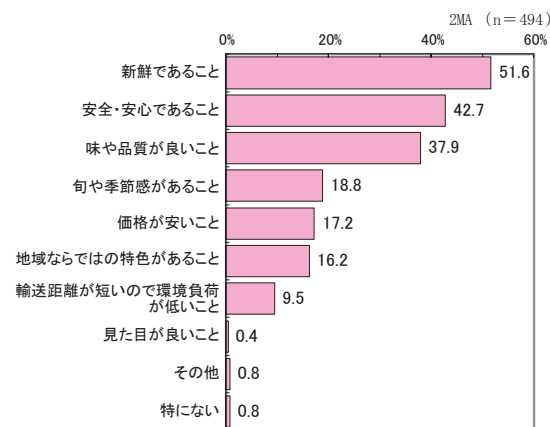
「東京のような大都市の中に農業・農地は必要なのか」という議論がありますが、東京に農業・農地を残したいと思いますか」という質問(1つ選択)への回答が図表23です。「思う」が82.8%となり「思わない」(5.5%)を大きく引き離しています。

また、平成21年(2009年)および平成27年(2015年)に実施した同様のアンケート結果と比較したものが図表24です。どの年度のアンケートでも「思う」が「思わない」を大きく上回っており、多くの都民が東京の農業を必要と感じていることが分かります。

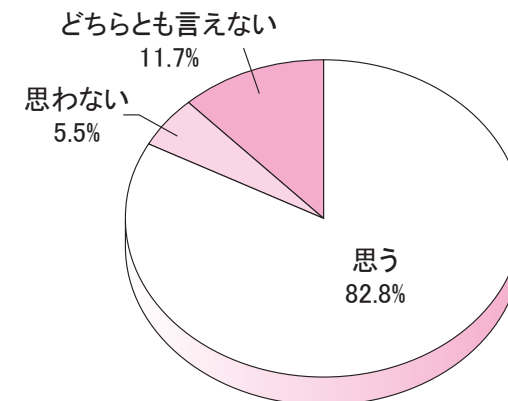
図表21 東京産農畜産物の入手方法(複数回答可)



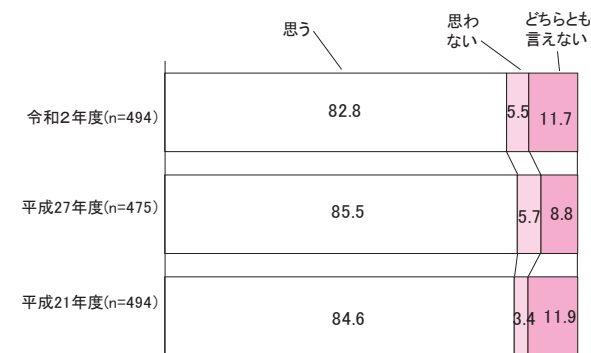
図表22 東京産農畜産物への期待(2つまで選択)



図表23 東京の農業・農地についての意向



図表24 参考：過去のアンケート結果との比較



⑦東京の農業・農地に期待する役割

東京の農業・農地にどのような機能や役割を期待しますか」という質問（3つまで選択可）への回答が図表25です。

「新鮮で安全な農畜産物の供給」が58.9%と最も多く、「緑や環境の保全」（51.8%）、「農作業体験や食育などの教育機能」（32.0%）と続き、「食」や「緑」、「教育」といったキーワードに多くの都民が興味を持っていることが分かりました。

「地域産業の活性化（農業と他産業との連携を含む）」（30.6%）や「災害時の避難場所などの防災機能」（13.4%）、「地域コミュニティの場」（11.9%）など農業生産以外の機能について期待をする声も多くなっています。

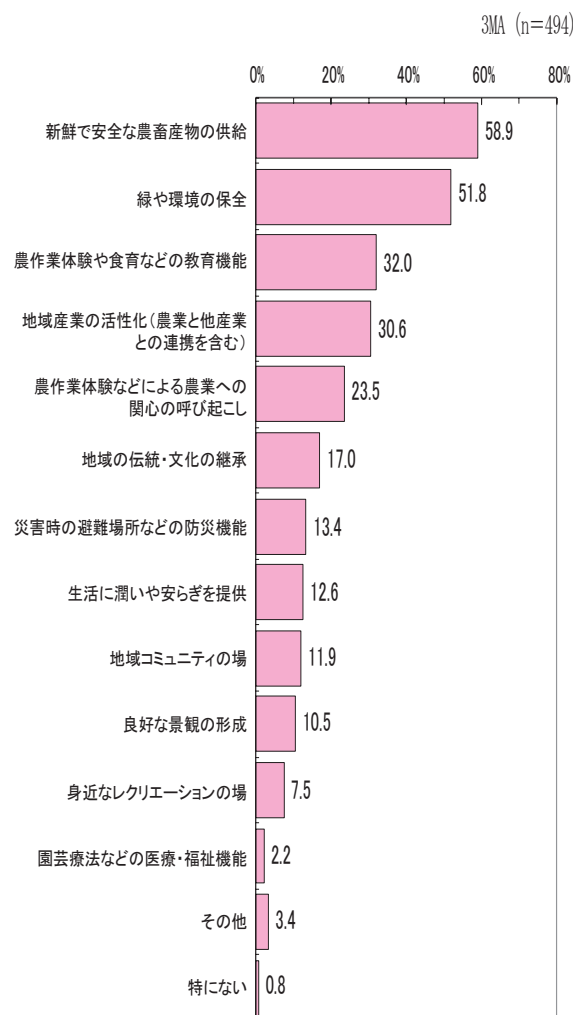
⑧東京の農地の保全

「東京都や区市町村が農地を保全するために、どのような対策を行う必要があると思いますか」という質問（2つまで選択可）への回答が図表26です。

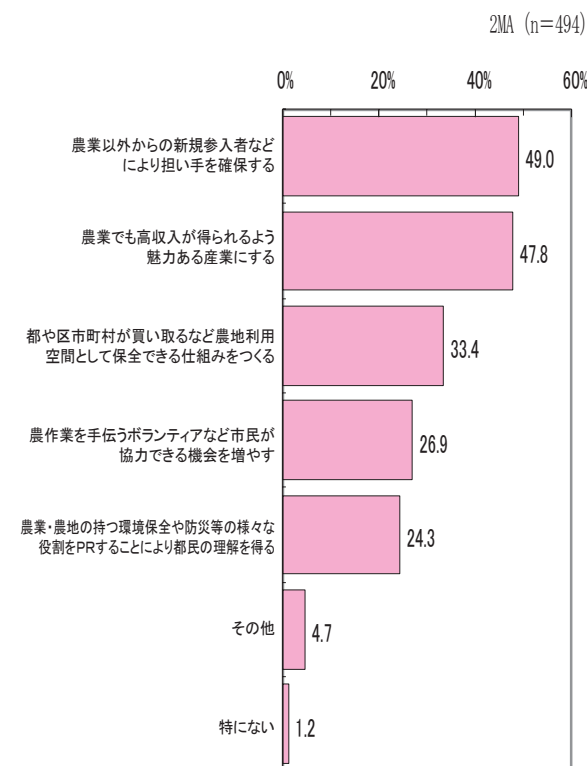
「農業以外からの新規参入者などにより担い手を確保する」（49.0%）と「農業でも高収入が得られるよう魅力ある産業にする」（47.8%）という回答を約半数の都民が選択しています。

「農作業を手伝うボランティアなど市民が協力できる機会を増やす」（26.9%）や「農業・農地の持つ環境保全や防災等の様々な役割をPRすることにより都民の理解を得る」（24.3%）など補助的な対策に加え、新規就農等による担い手の確保や高収入を得られる産業にするなど直接的な対策も重要であると考えていることが分かります。

図表25 東京の農業・農地に期待する役割（3つまで選択可）



図表26 東京の農地の保全（2つまで選択可）



⑨東京の農業に関する欲しい情報

「東京の農業や農畜産物に関してどのような情報を得たいですか」という質問（3つまで選択可）に対する回答が図表27です。

「東京産農畜産物の購入場所や入手方法」が唯一過半数を超え63.2%、次いで「東京産農畜産物の種類やその生産地」が32.0%、「東京産農畜産物の安全対策や安全性」が27.9%となりました。また、「農作業が体験できる場」（27.7%）や「農業関係のイベント」（24.5%）、「農業ボランティアの養成・募集」（10.7%）など自ら農作業に関わりたいという要望を持つ都民が多くいることが分かります。

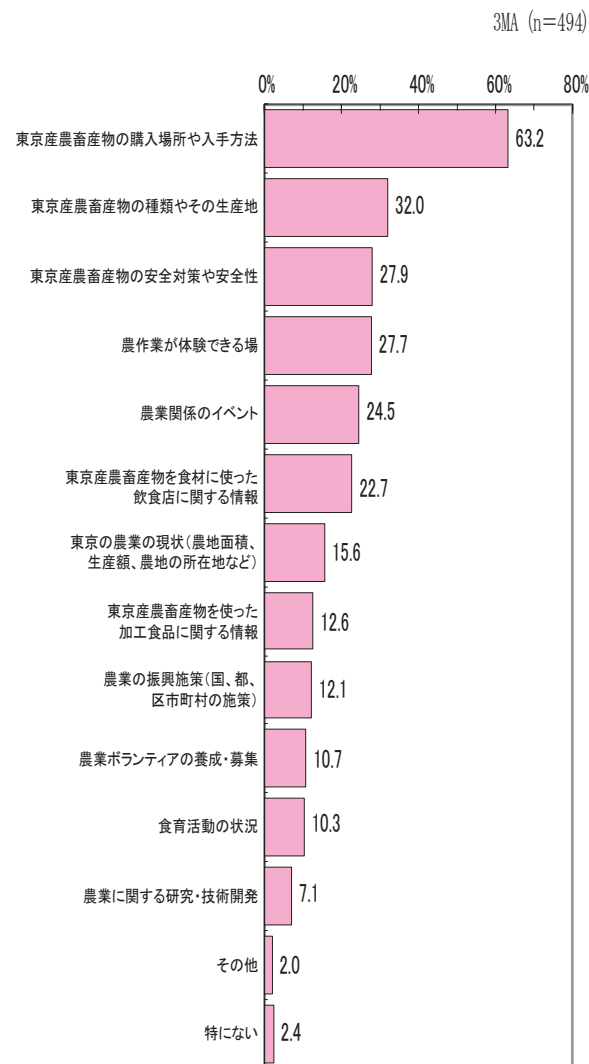
⑩東京の農業振興施策

「東京の農業の振興のために東京都がどのような施策に力を入れるべきだと思いますか」という質問（5つまで選択可）への回答が図表28です。

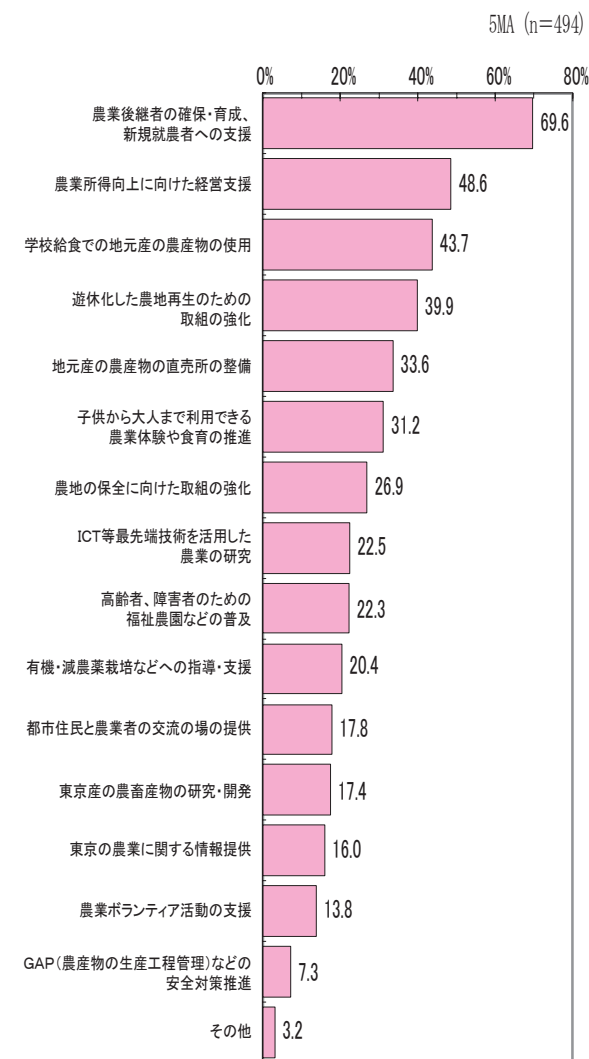
「農業後継者の確保・育成、新規就農者への支援」が69.6%で最も多く、次いで「農業所得向上に向けた経営支援」（48.6%）、「学校給食での地元産の農産物の使用」（43.7%）となりました。また、学校給食のほかに「子供から大人まで利用できる農業体験や食育の推進」（31.2%）など農業と教育を結びつけて考える都民も多いことが分かりました。

「遊休化した農地再生のための取組の強化」（39.9%）や「農地の保全に向けた取組の強化」（26.9%）など東京の農地が減少している現状に課題意識を持つ都民も多くいることが分かりました。

図表27 東京の農業に関する欲しい情報
（3つまで選択可）



図表28 東京都の農業振興施策
（5つまで選択可）



3 東京の農地と農業の担い手

(1) 東京の農地

① 東京都の農地面積

令和2年(2020年)の東京都の農地面積は6,721haです。

図表29は地域別での農地面積をあらわしたものです。割合をみると、区部が7.2%、西多摩地域が20.6%、南多摩地域が22.4%、北多摩地域が33.6%、そして伊豆諸島と小笠原諸島からなる島しょ地域が16.3%となっています。

② 農地面積の推移

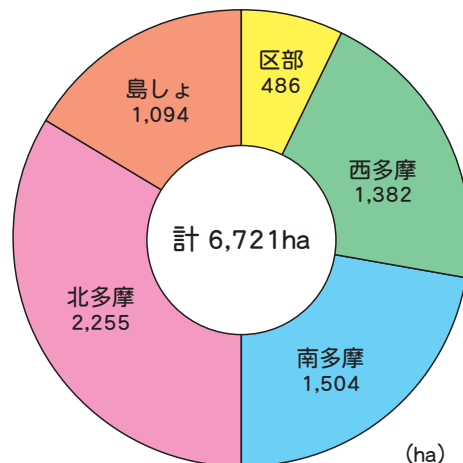
昭和35年(1960年)に31,447haあった農地面積は、令和元年(2019年)には6,720haとなり、約21%にまで減少をしています。

図表30は、昭和35年(1960年)以降の概ね5年ごとの農地面積の推移をあらわしたものです。

特に、昭和35年(1960年)から昭和50年(1975年)にかけては、高度経済成長期の急激な都市化により、15年間で農地面積は約53.7%も減少しています。それ以降は減少の割合が鈍化しているものの、依然として減少しています。

東京都内の農地の特徴として、田の面積が少ないことがあげられます。昭和35年(1960年)に6,636haあった田は、令和元年(2019年)には249haまで減少しています。樹園地の割合も約22.9%と、他の道府県と比較すると、田が少なく畑作中心の農業が行われています。

図表29 東京都の農地面積 令和2年(2020年)

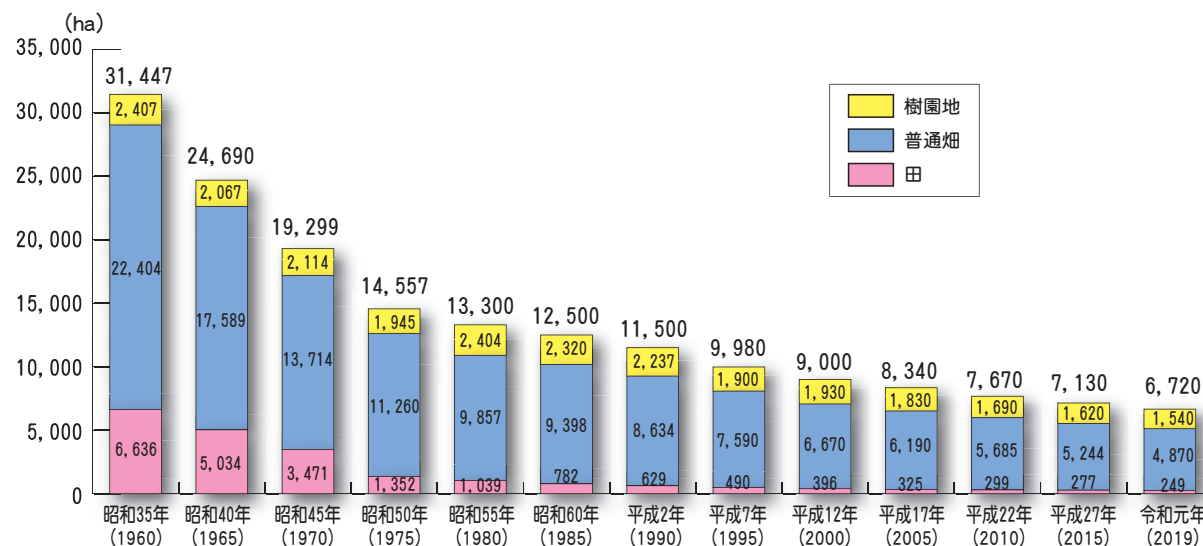


(農林水産省 農林水産関係市町村別データより作成)
※端数処理のため各地区の合計が東京都全体の計と一致しない。



江戸川区のコマツナ栽培

図表30 東京都内の農地面積の推移



(農林水産省 耕地面積調査より作成)
※端数処理のため樹園地、普通畑、水田の合計が東京都全体の計と一致しない場合がある

③農地転用

図表31は、農地法の許可（市街化区域以外）や届出（市街化区域）等により、農地から別の用途に転用がされた過去10年の面積の推移をあらわしたものです。（地目変更等のための手続き上のものを含みます）

平成30年（2018年）は189.9haの農地が転用され、そのうち住宅用が128.4haと転用面積の約67.6%を占めています。住宅用地は、過去の転用においても多くの面積を占めており、過去10年間では、全体で約1,355haもの農地が転用されています。

④農業振興地域・農用地区域の農地

昭和44年（1969年）に施行された農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域の指定を受けた市町村は農業振興地域整備計画を定め、農用地区域を設定しています。（青梅市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・八王子市では市街化調整区域内（⑤）に設定）

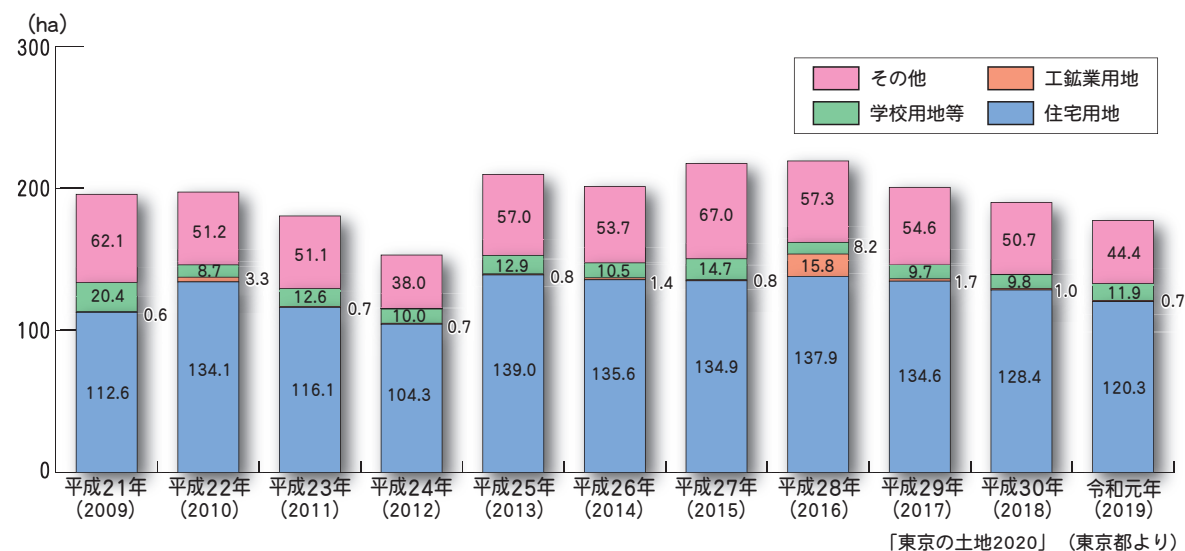
農用地区域は、今後とも長期にわたり農用地等として利用を図るべき区域として、農水省等による支援施策が講じられる地区とされています。また、貸借の促進や所有権移転においては税の控除が設けられるなど、特に、農業の担い手に集積する農地等と位置づけられています。

⑤市街化調整区域内の農地

昭和43年（1968年）に都市計画法の一部改正が施行され、新たに都市計画区域と定められた区市町村では、市街化区域と市街化調整区域に「線引き」することとなりました。

東京都においては、昭和45年（1970年）に線引きが開始され、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域として位置づけられ、市街化区域（⑥）と対をなすものとして、開発行為が制限されています。

図表31 用途別農地転用面積の推移



図表32 農業振興地域にある農用地区域面積（令和元年12月31日現在）

市 町 村	農用地区域面積 (ha)
青 梅 市	183.6
あきる野市	255.6
瑞 穂 町	84.4
日 の 出 町	189.3
八 王 子 市	98.5
大 島 町	562.0
新 島 村	192.5
神 津 島 村	161.9
三 宅 村	934.0
八 丈 町	1059.5
合 計	3721.3

「農業振興地域整備計画総覧」
（農林水産省関東農政局農村計画部）より



農業振興地域・農用地区域での農業生産

⑥市街化区域内の農地

市街化区域は、昭和43年（1968年）に都市計画法の一部改正が施行された際に、市街化調整区域（⑤）と対をなして線引きがされた区分区域で、都市計画には、計画的に市街化（開発）を図るべき区域と位置づけられています。

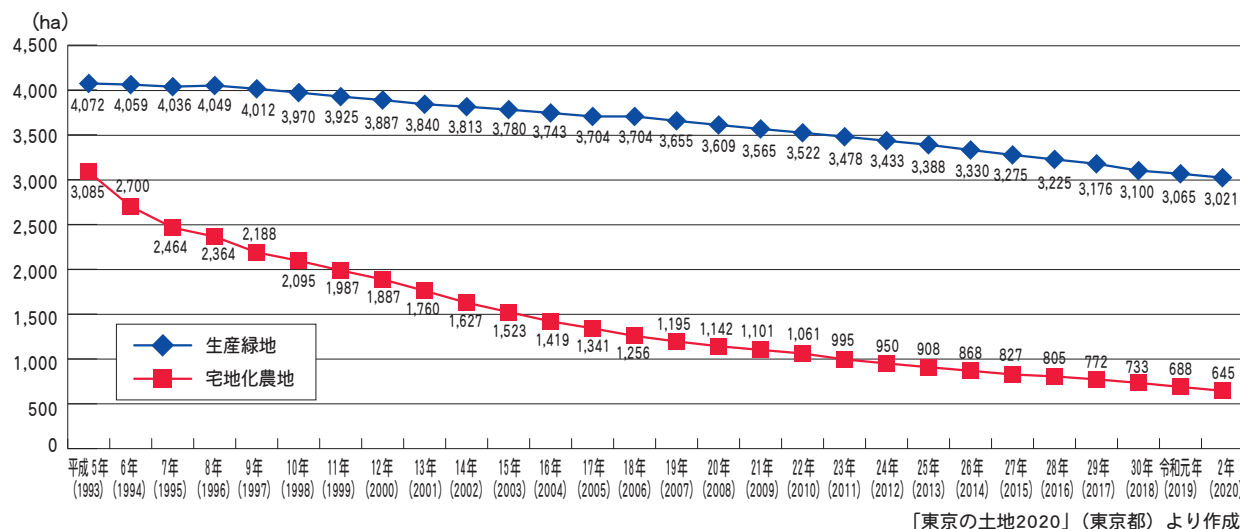
昭和45年（1970年）の線引き以降、開発が進むなかで、現在も多くの農地が存在し、多彩な農業が営まれています。そして都内に農地のある50区市町村のうち33区市が主に市街化区域のみに農地があり、農地面積の多くを市街化区域内の農地が占めていることが東京都の農業の大きな特徴となっています。

市街化区域では、開発等により地価とともに農地の固定資産税や相続税の評価が高騰するなか、農業が継続されてきました。このようななかで、都市農業を支えている農地の法制度が生産緑地法と相続税納税猶予制度（⑧⑨）です。

生産緑地法は平成3年（1991年）に一部改正が施行され、特定市（都内区市）では、平成4年（1992年）から農地所有者の申請に基づき区市長が都市計画決定する生産緑地の指定がスタートしました（特定市の市街化区域で生産緑地の指定を受けていない農地を「宅地化農地」という）。生産緑地の指定を受けると他用途への転用等が制限される一方、固定資産税が農地評価となり、相続時にその相続人が相続税納税猶予制度の適用を受けることができます（一部の市では宅地化農地でも適用可）。

平成5年（1993年）からの市街化区域の生産緑地と宅地化農地面積の推移は図表33・34のとおりです。相続等により面積の減少が続いていますが、平成5年（1993年）に比べ令和元年（2019年）は宅地化農地が約1/4以下にまで減少したのに対し、生産緑地は約3/4以上が残り、農地等として使用され続けています。

図表33 生産緑地と宅地化農地面積の推移



図表34 地域別の生産緑地と宅地化農地面積の推移

単位：ha（カッコ内は平成10年の面積を100%としたときの割合）

区市名	種別	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
区部計	生産緑地	575.7 (100.0)	522.8 (90.8%)	488.3 (84.8%)	451.6 (78.4%)	412.9 (71.7%)	406.6 (70.6%)
	宅地化農地	490.4 (100.0)	281.8 (57.5%)	204.0 (41.6%)	132.4 (27.0%)	88.9 (18.1%)	81.9 (16.7%)
	市街化区域内農地	1,036.1 (100.0)	804.6 (77.7%)	692.3 (66.8%)	584.0 (56.4%)	501.8 (48.4%)	488.5 (47.1%)
西多摩地区計	生産緑地	298.7 (100.0)	280.3 (93.8%)	268.7 (90.0%)	257.0 (85.9%)	235.8 (78.9%)	244.1 (81.7%)
	宅地化農地	222.3 (100.0)	175.5 (78.9%)	139.8 (62.9%)	118.0 (53.1%)	109.5 (49.3%)	96.9 (43.6%)
	市街化区域内農地	521.0 (100.0)	455.8 (87.5%)	408.5 (78.4%)	375.0 (72.0%)	345.3 (66.3%)	341.0 (65.5%)
南多摩地区計	生産緑地	884.7 (100.0)	851.2 (96.2%)	819.8 (92.7%)	766.3 (86.6%)	701.7 (79.3%)	692.3 (78.3%)
	宅地化農地	700.2 (100.0)	524.9 (75.0%)	388.7 (55.5%)	325.2 (46.4%)	267.2 (38.2%)	256.0 (36.6%)
	市街化区域内農地	1,584.9 (100.0)	1,376.1 (86.8%)	1,208.5 (76.3%)	1,091.5 (68.9%)	968.9 (61.1%)	948.3 (59.8%)
北多摩地区計	生産緑地	2,241.2 (100.0)	2,125.6 (94.8%)	2,032.4 (90.7%)	1,913.0 (85.4%)	1,749.6 (78.1%)	1,722.1 (76.8%)
	宅地化農地	681.7 (100.0)	540.7 (79.3%)	409.9 (60.1%)	332.3 (48.7%)	267.1 (39.2%)	253.1 (37.1%)
	市街化区域内農地	2,922.9 (100.0)	2,666.3 (91.2%)	2,442.3 (83.6%)	2,245.3 (76.8%)	2,016.7 (69.0%)	1,975.2 (67.6%)
東京都計	生産緑地	3,970.2 (100.0)	3,779.9 (95.2%)	3,609.0 (90.9%)	3,388.2 (85.3%)	3,100.0 (78.1%)	3,065.1 (77.2%)
	宅地化農地	2,094.6 (100.0)	1,523.0 (72.7%)	1,142.3 (54.5%)	907.7 (43.3%)	732.7 (35.0%)	687.9 (32.8%)
	市街化区域内農地	6,064.8 (100.0)	5,302.9 (87.4%)	4,751.3 (78.3%)	4,295.9 (70.8%)	3,832.7 (63.2%)	3,753 (61.9%)

「東京の土地2020」（東京都）より作成

⑦農地にかかわる制度

農地制度は、昭和27年(1952年)に農地法が施行されて以降、時代背景とともに法改正や新たな法制度の創設が繰り返され、複雑な制度となっています。

農地の権利の移動や設定、転用には、原則として、農地法にもとづく手続きが必要です。

解説

農地制度の概要

(1) 農地の転用

農地を他用途に転用しようとするときは、原則、農地法の手続き(4条(自己転用)・5条(権利移転を伴う転用))が必要となります。①市街化区域では事前に農業委員会への届出をし、②市街化区域以外では都知事の許可を得ます。

市街化区域では届出という形式的な手続きとなりますが、生産緑地では農業用施設等以外には転用ができず、相続税納税猶予制度適用農地も同様で、さらに転用の届出等を行うと制度が打ち切りとなり、猶予税額等を納付することになります。

市街化区域以外では、農地転用にあたり、農地法上の許可要件を満たすことが必要となります。

(2) 農地の権利の移転・設定

農地の貸借や売買は、原則農地法3条の許可を得ることが必要となります(許可要件を満たす必要あり)。

ただし貸借は、①生産緑地では都市農地貸借円滑化法、②市街化区域以外では担い手に農地を集約する農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画や農地中間管理機構(都道府県ごとに設置)が実施する農地中間管理事業が政策的な貸借として制度や仕組みの上で優位であることから主に活用されています(農業経営基盤強化促進法は売買も可)。

市民農園を開設するときは、①特定農地貸付法、もしくは②市民農園整備促進法(市民農園区域もしくは市街化区域に限る)、また、生産緑地で第3者が市民農園を開設する場合には、③都市農地貸借円滑化法等の手続きが必要となります。

⑧生産緑地法

生産緑地法は、都市計画関連制度として、昭和49年(1974年)8月に施行されました。当時の制度は、第1種生産緑地と第2種生産緑地があり、他の制度が混在していたこと等により、多くの指定にはつながりませんでした(第1種生産緑地は現在も継続)。

このようななか、バブル経済による地価高騰を背景に平成3年(1991年)に生産緑地法の一部改正が施行され、平成4年(1992年)以降、東京都内の区市にある市街化区域農地は、①生産緑地、②生産緑地の指定を受けていない農地(以下、宅地化農地)のいずれかに区分されることになりました。

所有者の申請により区市長から生産緑地の指定を受けると、固定資産税等が農地評価となり、市街化区域農地では生産緑地を相続したときのみ相続税納税猶予制度の適用を受けることができます(羽村市・あきる野市の一部では宅地化農地であっても適用可)。

一方、指定を受けると農業用施設等以外の農地転用や開発が制限され、農地として適正に耕作することが必要になります。また、この行為制限を解除する(区市長に買取り申出できる)事由は、①指定から30年を経過するか、②生産緑地の主たる従事者が故障や死亡した場合等に限られています。

生産緑地は、毎年多くの区市で指定申請を受付けており、現在、市街化区域農地の約8割が生産緑地の指定を受けています。生産緑地は都市農地を継続するためにはなくてはならない制度になっています。

解説

2022年問題と特定生産緑地制度の創設

国土交通省は、都市農業振興基本法の制定により「都市農地は都市にあるべきもの」と位置づけたこと等を受け、平成29(2017)年6月に、生産緑地法の改正を盛り込んだ都市緑地法等の一部改正を施行しました。さらに都市計画運用指針を改定し、生産緑地の積極的指定の方針を示しました。

生産緑地の一部改正では、①区市が条例を定めれば一団500㎡である指定下限面積を300㎡まで引き下げが可能(都内では中野区を除き300㎡まで引き下げ)、②生産緑地に設置できる農業用施設の緩和、そして、③特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地は、生産緑地の指定告示から30年目を迎える前に買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度です(第1種生産緑地除く)。都内では現在ある生産緑地の約8割が平成4年に指定を受けたものであり、制度上、指定から30年目を迎える2022年にこれらすべての生産緑地の行為制限が解除され、他用途に転用することが可能になることから2022年問題といわれています。特定生産緑地は2022年問題に対処すべく創設された制度ですが、生産緑地の指定から30年目を迎える前に所有者等が自ら指定申請しなくてはならず、指定を受けない場合はこれまでの税制度等が継続できなくなることから、農業委員会・JAをはじめ関係機関は「特定生産緑地を知らない生産緑地所有者をひとりもつくりたくない」運動に取り組んでいます。

⑨相続税納税猶予制度

相続時に相続人が納付する相続税は、特に市街化区域では相続する農地が近傍宅地を基準として評価されることから高額な評価となります。このため、相続は都市農地が減少する大きな要因のひとつとなっています。

このような都市農地等を引き継ぎ、継続するための制度として相続税納税猶予制度があります。本制度は相続した農地を農業投資価格として評価をし、その差額の相続税を猶予するという制度です。

相続税納税猶予制度の適用を受けるためには一定の要件があります。都内区市の市街化区域（羽村市とあきる野市の一部を除く）では、相続する農地が生産緑地（指定から30年経過しているときは特定生産緑地）であり、終生にわたり生産緑地（あるいは特定生産緑地）として継続し、適正に耕作がされていること。また、適用を受けた（受ける）生産緑地の貸借は都市農地貸借円滑化法（⑩）によるものに限られています。市街化区域以外では現況農地であり、終生（平成21年（2009年）12月14日以前の相続では20年）にわたり耕作放棄地としないこと、貸借は農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業に限られています（貸借すると20年は終生適用に変更）。※ともに営農困難時貸付けを除く。

相続税納税猶予制度適用農地は、農地転用や売買、不耕作にするなど継続の要件を満たせなくなったときは、猶予されていた税額に利子税を付して納税する義務が生じます（期限の確定）。

なお、当該転用が農業用施設等であること、また、農地を売買したときに代替地を取得し制度適用農地として継続するとき等は期限の確定にあらず、適用が継続します。

都内区市の市街化区域農地の約3割が相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地であり、生産緑地と同様に、都市農業および都市農地を継続していくためになくてはならない制度となっています。

⑩都市農地貸借円滑化法

「都市農地は都市にあるべきもの」と位置づけた都市農業振興基本法および都市緑地法の施行、来たる2022年問題（24ページ参照）の対応に向けて、農林水産省は生産緑地の貸借に特化した「都市農地貸借円滑化法（以下、円滑化法）」を平成30年（2018年）9月1日に施行しました。

さらに、税制改正により、生産緑地を円滑化法で貸借したとき、もしくは生産緑地に市民農園を開設したときには、相続税納税猶予制度が継続もしくは適用できるよう措置され、国土交通省は、生産緑地法施行規則を一部改正し、円滑化法で貸借したときの「主たる従事者」の取扱いを変更しました。

これは、これまで生産緑地を貸借すると、①相続税納税猶予制度が打ち切りとなり、相続時に適用ができない、②主たる従事者が借受人に変更となり相続時に所有者が買取申出（指定解除）できない、③農地法の許可を得て賃貸借すると原則自動更新となり、解約には許可や賃借人の同意が必要になる等の事由から実質上生産緑地の貸借がされてこなかった状況を受けて、関係制度もあわせ整備されたものです。

これにより、生産緑地は貸借をして継続ができるようになりました。

円滑化法による生産緑地の貸借は、借受人が区市長に申請をし認定を受ける必要があります。要件のひとつとして、地産地消等をはじめ「都市農業の有する機能の発揮に資する耕作の事業」に取り組む必要があることが大きな特徴となっています。

都内では施行後すぐに制度の活用が始まり、令和3年（2021年）6月現在で、29区市134件約25haの貸借が、市民農園は24区市72件約10.3haが開設されています。また平成31年（2019年）3月には、全国ではじめて円滑化法により生産緑地を借り受けた非農家出身の新規就農者が日野市で誕生しています。



都市農地貸借円滑化法で農業を継続 足立区の事例

平成30年（2018年）9月に生産緑地の貸借が可能となる都市農地貸借円滑化法が施行されたことを受け、23区内で営農の継続が困難となった農業者が、同制度を活用し隣接区が生産緑地を借り入れ、農業を継続するケースが誕生しました。

石田栄作さんは、葛飾区で15年以上農業に営んできましたが、自身の所有する農地での営農の継続が困難となり、近隣で借り入れる農地を探していました。

足立区の石鍋正義さんは、相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地で農業をしており、先行きを考え生産緑地を貸すことを考えていました。

そこで、足立区が主催する特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法の説明会に参加し、足立区農業委員会やJA東京スマイルの支援のもと石田さんと結びつきました。貸借は2020年1月1日からはじまりました。

今後、このような生産緑地のマッチングが都内全域に広がることが期待されており、都市農地保全の新たな選択肢として注目されています。



(2) 東京農業の担い手

① 農家数

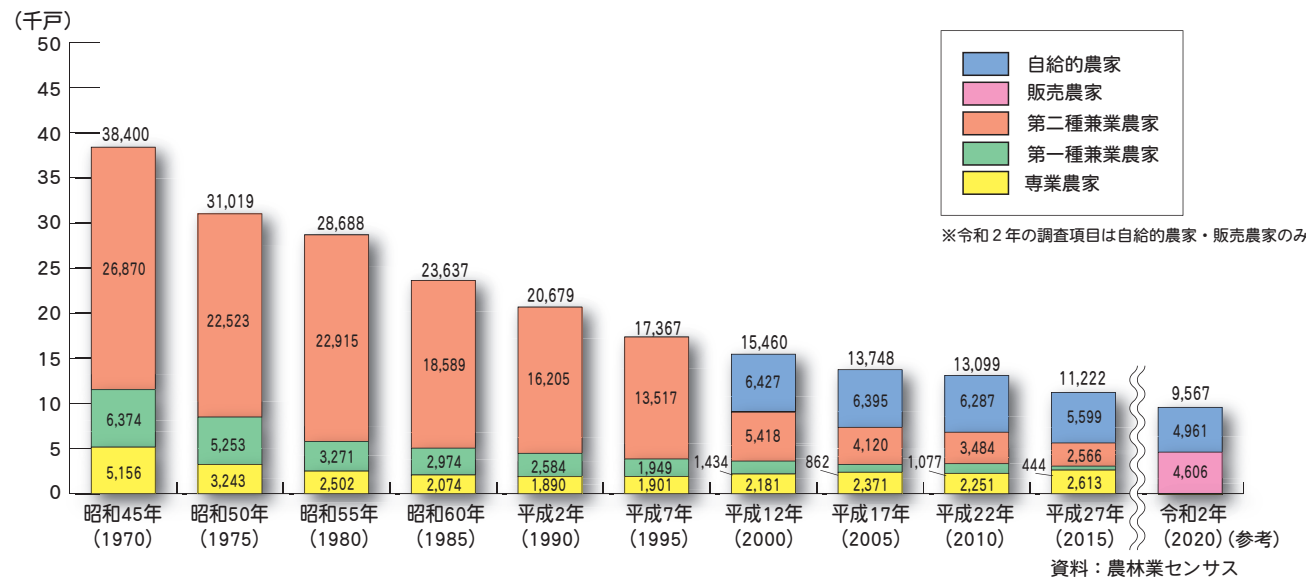
令和2年（2020年）における東京都内の総農家数は9,567戸で、平成27年（2015年）の11,222戸から1,655戸減少しています。

農家数の推移を見ると、平成22年（2010年）から5年毎に約15%ずつ減少を続けており、自給的農家が占める割合は平成12年（2000年）から微増傾向にあります。

農業を主業とする経営体は全体の11%（5041経営体のうち554経営体）で、農業以外にも収入がある准主業（43.2%）や副業的（45.8%）が大きな割合を占めています。

図表36は、地域別の農家数をあらわしたものです。販売農家の占める割合は北多摩、島しょ、区部の順で多く、西多摩は比較的低い特徴があります。

図表35 農家数の推移



解説

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

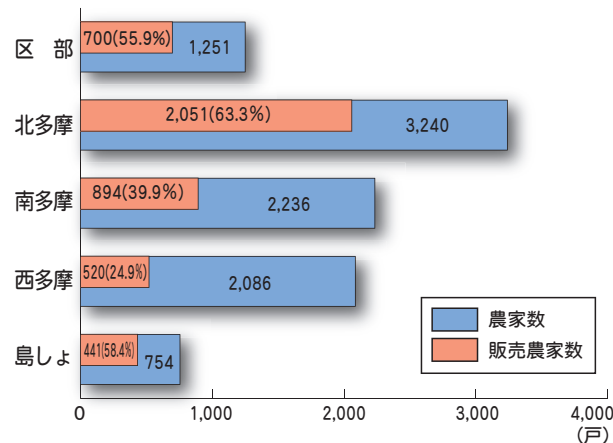
販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

図表36 地域別の農家数と販売農家割合
令和2年（2020年）



八丈町のサカキ生産者

②経営規模別の農家数

図表37は、農家1戸当たりの経営耕地規模別に農家数の推移をあらわしたものです。平成27年（2015年）で見ると、30a未満の農家が6,278戸（55.9%）と最も多く、次いで50～100a未満の2,036戸（18.1%）、30～50a未満の1,812戸（16.2%）、100a以上の1,096戸（9.8%）と続きます。100a未満の農家が全体の9割を占めており、全国平均と比べても経営耕地面積が小規模な農家の占める割合が大きくなっています。

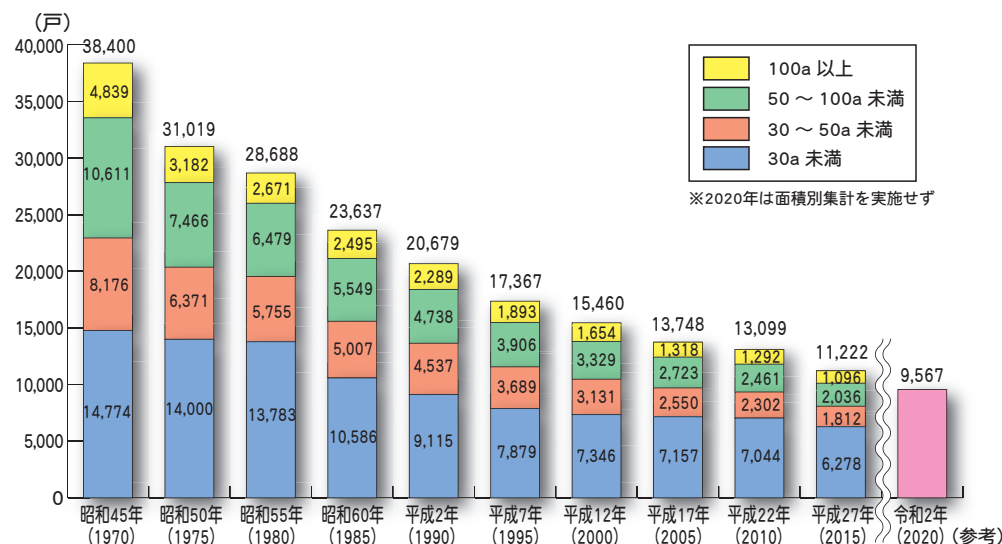
階層の推移を見ると、30a以上の経営耕地面積を持つ農家が全体に占める割合は昭和45年（1970年）には61.5%でしたが、平成27年（2015年）には44.1%に減少しています。

図表38は、農家数について、地域別に経営耕地規模ごとの割合をあらわしたものです。

区部では、30a未満の層が40%近くを占めています。また、50a以上の層が占める割合が最も大きいのは西多摩（55.9%）です。

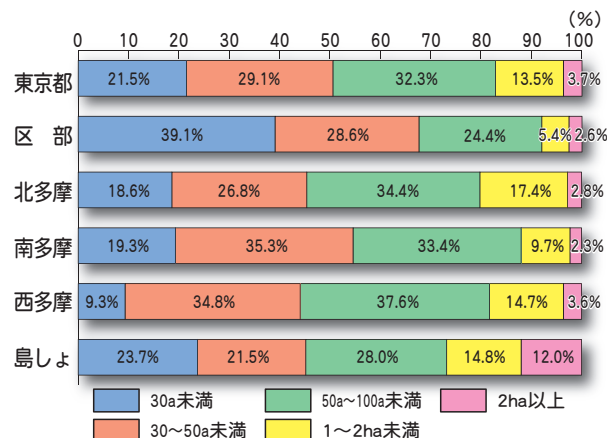
図表39は、販売農家（前項の解説参照）について、年間の販売規模別の農家数と割合をあらわしたものです。「販売なし」と「100万円未満」をあわせた農家数が全体のおよそ半分を占めていることがわかります。続いて100～300万円未満が25.4%、300～500万円未満が10.2%、500万円以上をあわせて14.9%です。

図表37 経営耕地規模別農家数の推移



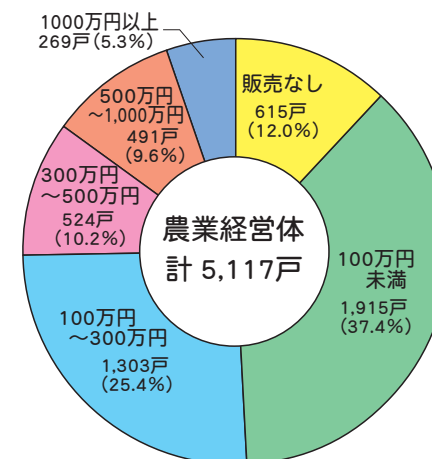
資料：農林業センサス

図表38 地域別の経営耕地面積規模別農業経営体数(割合) 令和2年(2020年)



資料：農林業センサス

図表39 農産物販売金額規模別経営体数 令和2年(2020年) (販売額は年間)



資料：農林業センサス

③認定農業者

認定農業者制度とは、効率的で安定した農業経営を目指す農業者を支援するため農業経営基盤強化促進法に基づいて設けられた国の制度です。区市町村は、農業経営の基本的な指標を定めた基本構想を策定し、その指標を元に農業者は「農業経営改善計画（以下、改善計画という）」を作成します。区市町村から認定を受けた農業者（法人を含む）は、認定農業者として区市町村等の支援を活用し計画実現に向けて取り組みます。

農業者は改善計画において、生産方式や経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善などの項目毎に、5年後までの目標やその達成に向けて取り組むべき措置を記載します。5年を経過後、再び改善計画を作成することで、再認定を受けることができます。

都や区市町村、関係機関では、認定農業者の経営改善を後押しするための様々な支援策を講じています。支援の内容は、農用地の利用集積、低利資金の利用、各種研修会や専門相談員等による助言・サポートなどがあります。都道府県や区市町村独自の支援策を設けることで、認定農業者を確保・育成し、地域の中核的な担い手として位置づけています。

制度の開始以降、東京都内の認定農業者は増加を続け、令和3年（2021年）3月末現在、1,676経営体が認定を受けています。平成15年（2003年）からは農業に従事する後継者や配偶者等の家族と家族経営協定を結び、共に認定農業者となる共同申請ができるようになりました。令和3年（2021年）3月末現在、共同申請を行っている経営体は434経営体と全体の25.9%を占め、その割合は増加傾向にあります。

④認定新規就農者

新たに農業経営を始める者が「青年等就農計画（以下、就農計画）」を作成し、その就農計画が区市町村に認定された者を認定新規就農者といいます。

この制度は、新規就農者を地域農業の担い手として育成するため平成26年（2014年）から農業経営基盤強化促進法に規定されました。対象者は①青年（原則18歳以上45歳未満）、②特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）、③①もしくは②の者が役員の過半数を占める法人のいずれかに当てはまる経営体です。

認定新規就農者としての期間は農業経営を開始してから5年間で、5年を経過した者や認定農業者は対象となりません。

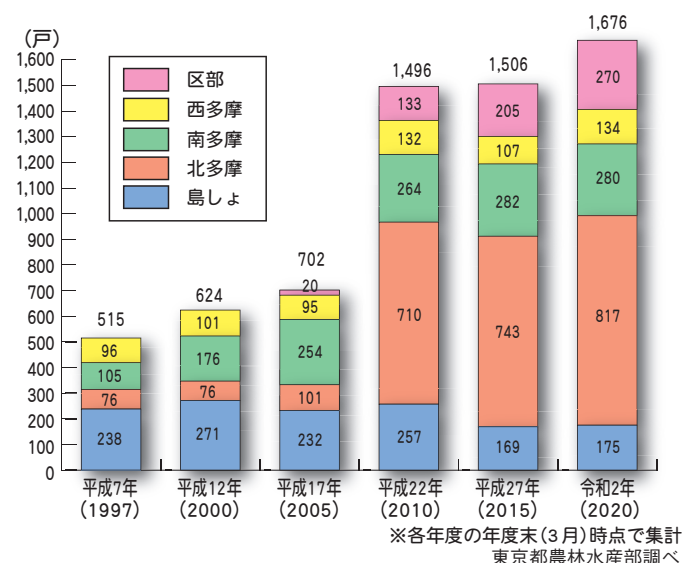
就農計画の認定は、区市町村が策定した基本構想に記載されている青年等の目標とすべき農業経営の指標に照らして判断されます。区市町村は認定新規就農者の早期の経営安定に向けて、関係機関とともにフォローアップ等を行います。

国や都道府県等の関係機関でも、認定新規就農者の経営支援のための様々な制度を用意しており、経営開始に必要な機械・施設の取得等資金の無利子貸付等があります。

東京都内の認定新規就農者数は令和3年（2021年）3月末現在、60経営体です。地域別に見ると、島しょ（22経営体）、西多摩（21経営体）に多く、次いで南多摩（9経営体）、北多摩（7経営体）、区内（1経営体）となっています。

都内の認定新規就農者数は増加傾向にあります。非農家出身の新規就農者のほか、親族等の農業経営の一部または全部を継承して新たな農業経営を開始する農業後継者等が認定新規就農者となっています。

図表40 認定農業者数（経営体数）の推移



図表41 区市町村別の認定農業者数と認定新規就農者数（経営体数）令和3年3月末現在

	認定農業者数	認定新規就農者数		認定農業者数	認定新規就農者数
世田谷区	57		府中市	67	1
杉並区	23		昭島市	21	
板橋区	4		調布市	43	
練馬区	79		小金井市	24	
足立区	31	1	小平市	72	1
葛飾区	41		東村山市	60	
江戸川区	35		国分寺市	44	
青梅市	36	10	国立市	23	
福生市	3		西東京市	54	
あきる野市	44	4	狛江市	20	
羽村市	7		東大和市	23	
瑞穂町	31	4	清瀬市	84	
日の出町	13	2	東久留米市	51	
檜原村		1	武蔵村山市	40	3
八王子市	105	3	大島町	20	3
町田市	78	4	新島村	8	1
日野市	46	2	神津島村	20	
多摩市	7		三宅村	19	4
稲城市	44		八丈町	97	13
立川市	94	2	小笠原村	11	1
武蔵野市	28		合計	1,676	60
三鷹市	69				

東京都農林水産部調べ

⑤基幹的農業従事者

図表42は、販売農家における基幹的農業従事者（農業にたずさわる世帯員のうち、ふだん主に農業に従事する者）の年齢構成をあらわしたものです。

令和2年（2020年）時点で39歳以下の若手農業従事者はあわせて6.8%、40～59歳の層があわせて24.4%、60～69歳の層が25.1%、そして70歳以上が43.7%と続きます。全体の3分の2を60歳以上の従事者が占めています。

平成7年（1995年）以降の25年間の推移を見ると、49歳以下の階層が占める割合はそれほど減少していませんが、60～69歳の層が減少し、70歳以上の従事者が占める割合が増大しています。

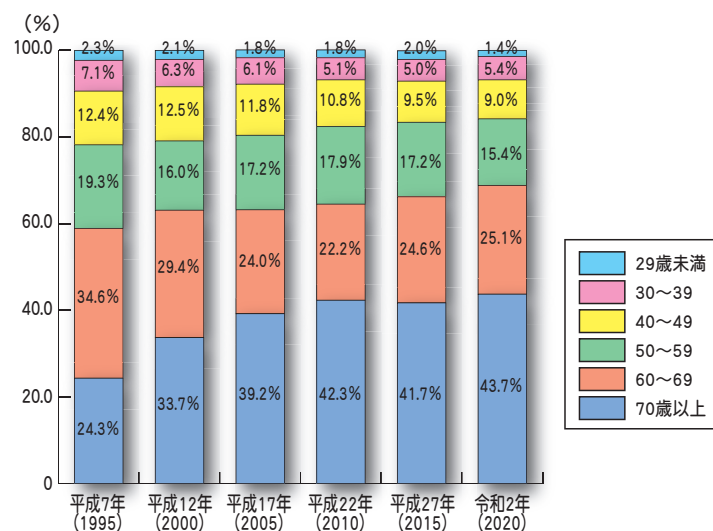
⑥農業後継者

図表43は、販売農家もしくは農業経営体について、農業後継者の有無の割合の推移をあらわしたものです。

この場合の農業後継者とは、2015年までは「農林業センサスの調査時点で満15歳以上であり、次の代でその家の農業経営を継承することが確認されている者」を指します。2020年は、「5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者」を指します。いずれについても予定者を含みます。

販売農家のうち、同居・別居を含め後継者がいる割合は、平成12年（2000年）は69.5%でしたが、平成22年（2010年）は63%、平成27年（2015年）は55.6%と年々減少しています。令和2年（2020年）には、親族やその他の人材を含めて後継者を確保している農業経営体は35.2%まで減少し、6割の経営体は後継者を確保できていないことから、後継者確保は喫緊の課題になっています。

図表42 基幹的農業従事者数構成の推移（販売農家）

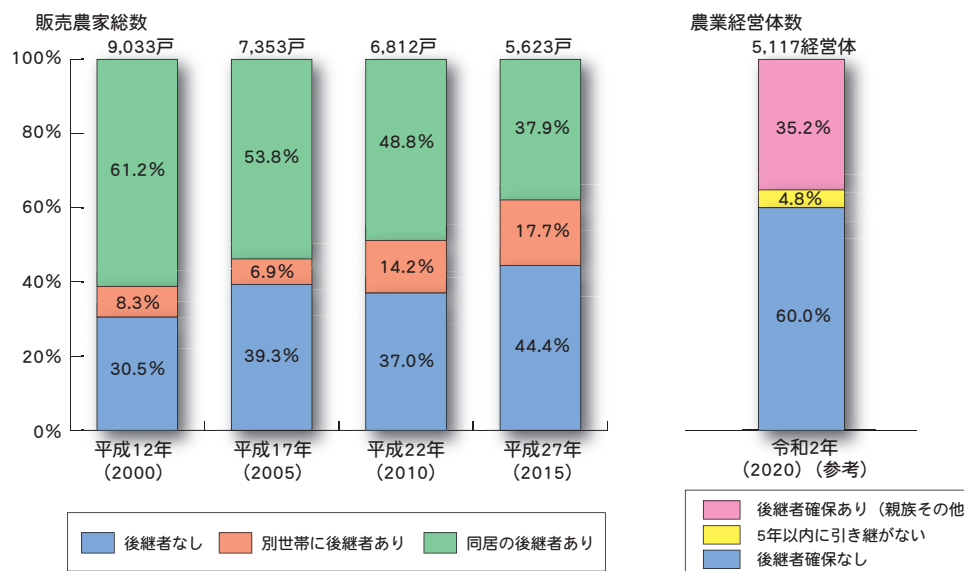


資料：農林業センサス



農業従事者が減る一方、意欲ある若手農業者もたくさんいる

図表43 農業後継者の有無別構成の推移



資料：農林業センサス

⑦都内の非農家出身者の新規就農

都内（島しょ地域を除く）の非農家出身者による新規就農（以下、新規就農および新規就農者という）は、平成21年（2009年）3月に、農業経営基盤強化促進法により市街化調整区域にある農地のあっせんを受け、瑞穂町ではじめて誕生しました。

都内は農地が少なく、さらに市街化区域内の農地が多いことから、平成30年（2018年）9月に都市農地貸借円滑化法が施行されるまで、そのほとんどが市街化調整区域の農地を借りて新規就農しています（島しょ地区を除く）。市街化調整区域が一定程度ある市町は①青梅市、②あきる野市、③瑞穂町、④日の出町、⑤八王子市、⑥町田市、⑦武蔵村山市となっています。

都内ではじめての新規就農者が誕生してから、平成24年（2012年）1月には、東京都独自の制度として、東京都担い手育成総合支援協議会幹事会に「新規就農希望者経営計画支援会議」が設置され、新規就農希望者および参入希望法人が作成した経営計画について助言を行っています。同支援会議を通じて都内に新規参入した個人・法人は、令和3年（2021年）9月現在で81経営体あり、計約43haの農地の権利設定（貸借・購入）がされ、農業経営に取り組んでいます。また、平成30年（2018年）9月には、都市農地貸借円滑化法が施行され、全国ではじめて、平成31年（2019年）3月に生産緑地を借り受けて新規就農した者が日野市で誕生しました。これまでに計3人が同様に新規就農をしています（日野市2人・小平市1人）。さらに、市街化調整区域の農地を借りて新規参入した者が、同法により生産緑地を借りて規模拡大を図っています。

新規就農をするまでに、通常1～2年以上の研修期間が必要とされています。（図表45）

研修は、都内の農業経営者が農の雇用事業（⑨）等

を活用し、研修生を受け入れています。また、令和2年（2020年）4月からは、都内に新規就農を希望する者の研修機関として、東京農業アカデミー八王子農場（P31）が開校しています。

東京都では、新規就農者の経営発展に向けて、認定

新規就農経営計画支援会議

1. 設置
東京都担い手育成総合支援協議会幹事会
2. 役割
一定の基準を満たす都内で新規就農者を目指す者の経営計画について助言等を行う。（平成24（2012）年1月設置）
助言等を受けた者は、（一社）東京都農業会議を通じ、区市町村および農業委員会に農地のあっせん協力を依頼することができるとされています。
3. 構成
 - (1) 東京都産業労働局農林水産部農業振興課
 - (2) 東京都農業振興事務所
 - (3) 東京都西多摩・南多摩・中央農業改良普及センター
 - (4) 東京都島しょ農林水産総合センター
 - (5) 東京都大島支庁・八丈支庁・三宅支庁・小笠原支庁産業課
 - (6) （公財）東京都農林水産振興財団農業支援課
 - (7) 東京都農業協同組合中央会
 - (8) （一社）東京都農業会議

新規就農経営計画支援会議で助言を受けることができる対象者

1. 就農希望地
東京都内

新規就農者向けの「新規就農者定着支援事業」を実施し、新規就農に必要な施設の整備費や機械設備の導入費を補助しているほか、（一社）東京都農業会議ではソフト事業を担い、新規就農者の仲間づくりやPR、農産物の販売促進や販路開拓に取り組んでいます。

2. 所得目標（就農から5年後）
年間農業所得300万円
3. 就農後の農業従事日数
年間150日以上
4. 対象
 - (1) 15才以上40才未満の者
おおむね1年以上継続して主に東京都内で下記のもと研修を受けた者等
 - ① 認定農業者
 - ② 指導農業者
 - ③ 農業改良普及センターが推薦した者
 - ④ 自治体等が行う研修施設
 - ⑤ 農業法人等で勤務し農作業かつ農業経営等に携わった経験がある者
 - (2) 40才以上65才未満の者
おおむね半年以上継続して主に東京都内で(1)の①～⑤のもとで研修を受けた者等
 - (3) 65歳以上の者
上記(1)もしくは(2)について、農地法第2条第2項で規定する世帯員等によって満たし、かつ農業経営の継続が可能であると認められる者。
 - (4) 法人経営
法人が農業経営に参画する、もしくは農地を利用するため、その法人として、はじめて農業経営基盤強化促進法等により農地の権利を取得しようとする際に、事前に本会議において経営計画等に対する助言を受けることができる。

東京都内における新規就農希望者等の対応

Legend:
Orange box: ... 相談対応 (Consultation support)
Green box: ... 研修先等 (Training sites, etc.)

Flowchart Structure:

- Top: 新規就農希望者 (New agricultural entrants)
- Branch 1: 都外で就農を希望 (Wish to work in outside Tokyo)
 - Box: 区市町村 (City/Town/Village)
 - Box: 全国新規就農相談センター (National New Agricultural Entrant Consultation Center)
- Branch 2: 都内で就農を希望 (Wish to work in Tokyo)
 - Box: (一社) 東京都農業会議 (無利職業紹介所) (Tokyo Agricultural Association (Non-profit Career Introduction Office))
 - Box: (公財) 東京都農林水産振興財団 (Tokyo Agricultural, Forestry and Fisheries Revitalization Foundation)
- From (一社) 東京都農業会議:
 - Box: 農業者宅で研修 (農の雇用事業) (Training at Farmer's Home (Agricultural Employment Project))
 - Box: 法人・農業者宅に就職 (農の雇用事業) (Job at Legal Entity/Farmer's Home (Agricultural Employment Project))
- From (公財) 東京都農林水産振興財団:
 - Box: 八王子研修農場 (東京農業アカデミー) (Hachioji Training Farm (Tokyo Agriculture Academy))
 - Box: 農業体験研修・農業技術研修事業 (Agricultural Experience Training/Agricultural Technology Training Project)
 - Box: 農のある暮らし体験事業 (島しょ地域) (Experience of Living in a Farm Area (Island Area))
 - Box: 大島町・三宅村・神津島村・八丈町 農業研修センター等 (Oshima Town/Miyake Village/Kanazawa Island Village/Hachijima Town Agricultural Training Center, etc.)
- From 農業者宅で研修 (農の雇用事業):
 - Box: 新規就農希望者経営計画支援会議 (New Agricultural Entrant Business Plan Support Meeting)
- From 認定新規就農者 (Designated New Agricultural Entrant):
 - Box: 農地の貸し借り (農地中間管理事業・農業経営基盤強化促進法・都市農地貸借円滑化法・農地法) (Leasing/Borrowing of Farmland (Farmland Intermediate Management Project/Agricultural Business Base Strengthening Promotion Law/Urban Farmland Leasing Smoothness Law/Farmland Law))

Left Side Box (認定新規就農者向け事業等):

- ◆ 認定新規就農者向け事業等
- 1. 農業次世代人材投資事業
- 人・農地プランへの位置づけ必須
- その他要件あり
- 2. 新規就農者定着支援事業
- 要件あり
- 3. 農地の再生支援事業
- 都2/3補助 要件あり
- 4. 山村・離島振興施設整備事業
- 地域限定ハード事業
- 5. 青年等就農資金
- 17年無利無担保・据置5年

東京農業アカデミー八王子研修農場は、都内で新たに農業を目指す方を対象に、農業技術や経営ノウハウを体系的に習得するための研修施設として令和2年（2020年）4月に開設されました。研修農場の運営は、試験研究機関や青年農業者等育成センターなど栽培技術や農家の育成・支援ノウハウに実績のある（公財）東京都農林水産振興財団が担っています。

就農へのサポートとしては、(公財)東京都農林水産振興財団並びに(一社)東京都農業会議と東京都の3者が連携・協力して、就農計画作成支援や農地探索支援等も行っています。「東京で農業を仕事にしたい!」という意欲のある方、研修農場でその第1歩を踏み出してみませんか。



島しょ地域では、大島町と神津島村、八丈町で新規就農希望者等を対象とした研修センターが設置され、特産物であるブバルディア（大島町）・レザーファン（神津島村）・フェニックスロベレニー（八丈町）等の栽培技術を取得した卒業生は、新たな農業の担い手として活躍しています。また、三宅村では、独自の研修・補助制度を設け、研修生を独立まで導いています。

都内の新規就農者や希望者の多くが東京 NEO-FARMERS! というコミュニティに参加をし、仲間づくりや売場確保などに繋げています。

メンバーは100人程度（令和3年(2021年)9月現在）あり、①新規就農者。②新規就農希望者、③新規就農を応援する者で構成されています。

活動は月1回会合を開いているほか、特に、メンバーの農産物のブランディングや売場の確保に力を入れ、マルシェを開くほか、大手スーパーに専用の売場を持ち、食品流通会社と連携し都内のホテルやレストラン等に食材として農産物を出荷するなど販路を広げています。

このような活動を通じ、2019年には、農林水産省主催の「ディスカバー農山漁村の宝」(第6回選定)で選定地区に選ばれています。



31

⑧都内における法人の農業参入

島しょ地域を除いた東京都において、法人が都内の農地の権利を取得して農業を開始する、いわゆる農業参入は、主に平成21年（2009年）12月施行の農地法等の改正を契機に市街化調整区域ではじまりました。また、要件を満たした法人が、農地制度の手続きを経て市街化区域以外でも農業参入をしています。法人の形態は農地所有適格法人と一般法人の2つがあります。最近では福祉関係の農業参入も増えてきています。

《東京都内の法人の農業参入状況》（主なもの）

・町田市（株）キューピーあい	2013年4月	一般法人
・町田市 NPO法人たがやす	2013年4月	一般法人
・瑞穂町（株）いなげやドリームファーム	2013年9月	一般法人
・八王子市（株）アーバンファーム八王子	2016年7月	農地所有適格法人
・あきる野市 生活クラブ生協・東京	2016年7月	一般法人
・八王子市 株グリーンガーラ	2016年11月	農地所有適格法人
・八王子市（株）グッドホーム	2017年2月	一般法人
・青梅市 カミーノ（株）	2017年12月	一般法人
・八王子市（株）NPO法人ここかまど	2018年7月	一般法人
・八王子市（株）アンドファームユギ	2018年8月	農地所有適格法人
・八王子市 NPO法人あるが	2018年9月	一般法人
・八王子市 合同会社どんぐり王国	2020年5月	農地所有適格法人



農地所有適格法人と一般法人

農業に参入するに当たっては、備えるべき要件があり、農地所有適格法人で参入するか、一般法人で参入するかによって異なります。

（1）農地所有適格法人で参入する場合

農地所有適格法人は、農地の所有権を取得することができる唯一の法人形態となり、①法人組織の形態要件、②事業要件、③構成員要件、④常時従事役員等の要件、といった4つの要件を満たすことが必要となります。

設立した法人が農地所有適格法人の要件を備えているかどうかについては、当該法人の設立の際に一定の機関から許可を得るというものではありませんが、農地所有適格法人が農地法3条の許可等の申請をする際に、農地所有適格法人としての要件を満たしているか等の確認が行われることになります。また、農地所有適格法人が農地の権利を取得したときには、毎年、農業委員会に事業の状況等について報告する義務もあるため、農業参入にあたり農地を所有する必要があるか確認する必要があります。

（2）一般法人で参入する場合

一般法人で農業に参入する場合は、農地所有適格法人のような4つの要件を満たす必要はありませんが、農地所有適格法人以外の法人が、農地の賃貸借または、使用貸借による権利の設定を行うためには、①その法人の業務を執行する役員または、重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事すること、②農地の権利の取得後に農地を適正に利用していないと認められる場合は、使用貸借または、賃貸借を解除する条件について所有者と書面により契約されていること、③地域における他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、といった要件を満たしているかを、農地法第3条の許可等の申請をする際に、判断がされることとなります。



法人の農業参入 生活クラブ生活協同組合・東京

生活クラブ生活協同組合・東京は、「都市農業を守り育てる」「農あるまちづくり」という新たな推進策として、平成28年（2016年）7月に農業法人を立ち上げ、一般法人として、あきる野市内に農業経営基盤強化促進法で農地を貸借し、新規に農業参入しています。

地域との連携による特徴ある取組として、都立瑞穂農芸高校と連携し、江戸から昭和の各時代に東京近郊で栽培され、東京の食生活を支えてきた伝統野菜「江戸東京野菜」の栽培を行い、その魅力の発信に力を入れています。また、令和元年（2019年）5月から都立あきる野学園の農園芸作業学習に外部専門員として参画し、学園内の畑で野菜栽培のアドバイスを行うほか、生活クラブの直営農場の畑で生徒と先生が農作業を実践しています。

あわせて、生活介護・就労継続支援B型事業所であるNPO法人との連携により直営農場にて農作業を行っています。

今後も、農業サイドの課題である担い手不足や耕作放棄地の問題と、福祉サイドの課題である働く場の不足や低賃金の労働条件といった問題を、地域主体の新たな連携で解決していくための取組を続けていくこととしています。





法人の農福連携 グッドホーム

株式会社グッドホームは、平成29年（2017年）2月に八王子市で農地の利用権設定を受け、農業参入した一般法人で、在宅支援事業からスタートし、現在では障害者の就労支援事業、共同生活援助事業、通所事業に加え、農業への参入と複数の事業を運営し規模を拡大している法人です。

アグリ事業部門は、現在、市内80アールの農地で農業経営を行っており、令和元年（2019年）に認定農業者になりました。

農業参入を計画していた当初は、農地を借りることに苦労することもありましたが、今では耕作が難しくなった農地を借りてもらえないか、と農業者から相談も来るようになっていきます。

農業参入のきっかけは、在宅支援や就労支援の活動の中で、障害を持つ方などの働く場所や日中の活動場所の必要性を感じ、「農業+α」の環境づくりのために取り組んでいます。

栽培された野菜は、就労支援事業所B型である「HACHIOJI FARMER'S KITCHEN ふぁむ」にも提供するなど、「自前完結型」で事業を実施しています。

農業部門を今後も拡大させ、将来的には、アグリ事業部門を別法人として独立採算とし、農地が所有できる形態を整え、障害者の雇用ができる組織にすることを目標としています。



⑨雇用労働力の活用

東京都では、農業者や農業法人を含む農業経営体とともに、新鮮で安全な農産物等の生産を行っている援農ボランティアやパートタイマーなどの雇用労働者等についても、農業の重要な支え手として育成支援を行っています。また、企業的な経営や法人化の進展に伴い、家族以外の労働力を雇用する経営体が増加していることから、雇用の定着、育成に向けた取組が円滑に行われるよう、労務管理や農作業事故防止などの対策が必要となっています。

都内の農業経営における雇用の状況については、東京都が平成22年度（2010年）に「都市地域における認定農業者の意向調査」を行った結果では、約40%の農業経営体が「家族以外の農業従事者（雇用労働者等）」がいる」と答えています。内訳としては、パート・アルバイトや援農ボランティアが多くを占めています。また、最近では、農の雇用事業を実施する農業者や農業法人も増えており、社員を雇用した上で、労働力として活用する割合も少しずつ高くなっています。

農の雇用事業

解説

農の雇用事業は、新規就農者の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業経営体が新たに労働者を雇用して企業的な農業経営を目指す場合に活用できる事業です。

その従業員に対して、農業生産技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施する場合に助成する国の事業となっています。

研修を受ける従業員は、期間の定めのない雇用契約を結び、週35時間以上の労働時間であること、労働保険等に参加することなどの条件があります。

なお、令和2年（2020年）度末時点では、都内で野菜農家15戸、柿農家1戸、花き農家1戸、酪農家2戸、果樹農家1戸、養蜂家1戸、合計21経営体がこの事業を活用しています。



農の雇用の活用状況（近藤ファーム）

瑞穂町で露地野菜を生産する近藤ファームでは、農の雇用事業を通して、これまでに9名の研修生を雇用し、3名の従業員が独立就農しました。また、1名が研修修了後も継続して勤務し、現在2名が研修中です。

研修指導者である近藤剛さんが研修生に対してネギ、キュウリを中心とした農業生産技術の他、経営ノウハウについて研修を行っています。

近藤さんの経営体では、経営効率向上に繋がりたいとの思いから、GAP認証を取得しており、「生産物の安全性への信頼を高めること」「スタッフの労働安全を守ること」「効率化を進めること」などの効果が出ることに期待を寄せています。

従業員は現在10名、平均年齢も25才と若く、農の雇用事業を修了し社員となった1人は、近藤さんがマネジメントに専念できるよう、現場でのとりまとめや外部への情報発信役としてサポートするに至っています。

農の雇用事業の研修生の雇用をきっかけに就業規則を整備して、社員は完全週休2日制を導入するなど労働条件といった明確なルール作りをしたほか、休憩室、シャワー室、更衣室なども整備しており、従業員が働きやすい労働環境づくりにも尽力しています。



⑩家族労働を補う援農ボランティア

東京都内では、農家の労働力を補完するために農作業の手伝いをする「援農ボランティア」が広範な地域で活躍しています。援農には幅広い世代の都民が参加しており、家族経営を中心に営まれている東京農業にとって力強い応援団です。

◆農家と援農ボランティアをつなぐしくみ

農家と援農ボランティア結びつける役割を果たしている機関や団体で分類すると、都内では主に下記の4つの形態が見られます。

a 自治体による援農ボランティア募集とマッチング

多くの区市町村が援農ボランティアに関する事業に取り組んでいます。都内全体においてもっとも多く見られるのは、こうした自治体による取組を介して農家とつながった援農ボランティアです。各自治体は広報やホームページ等で援農ボランティアを募集し、域内の農家から派遣の希望をとりまとめて双方のマッチングを行っています。ボランティアの応募者を対象に農作業等の基本的な能力を養成するための講座や実習を実施する自治体も多くあります。

b. (公財) 東京都農林水産振興財団による広域派遣

(公財) 東京都農林水産振興財団では、地域の枠を超えて参加できる「広域援農ボランティア」の登録・派遣のマッチングを、ウェブサイトを活用して行っています。事前登録した都内の農家は、ボランティアを受け入れたい日時や作業内容をサイトへ登録して募集し、同じく事前登録したボランティアはサイト上でその募集を見て応募し、参加する仕組みです。ボランティア登録者の居住地は、農地が無い都心周辺も含め広範囲にわたっています。

c. NPO等の団体による取組

東京都内には、農家とボランティアの双方を会員等として登録し、会員農家のニーズに応じて援農ボランティアを派遣するNPO等の団体が複数あり、地元自治体から補助や委託を受けて事業に取り組むケースもあります。ボランティアというと一般的には無償の取組ですが、これら団体のなかにはボランティア派遣を有償（賃金ではなく謝礼という位置付け）で行うところもあります。

d その他

a～cのほか、自治体や組織・団体の仲介等を経ずに農家とボランティアがつながる援農も存在します。農家が「忙しいときには知り合いに手助けを頼む」といったケースは広範に見られますし、学生グループによる援農などもあります。

◆農家とボランティアの双方で高い満足度を

(公財) 東京都農林水産振興財団は（一社）東京都農業会議に事務局を置くアグリタウン研究会（後藤光蔵会長）に委託して、令和元年度と2年度に都内等における援農ボランティアの実態調査を行いました。その結果、援農ボランティアとボランティアを受け入れる農家の双方において、その多くが高い満足感を得ていることが確認できました。農家側から「家族を補完する労働力」として評価が高いのはもちろん、援農ボランティア側からも「役に立ててうれしい」、「健康に役立つ」といった前向きな感想が聞かれました。また、援農ボランティアの募集やマッチング等に取り組む自治体に事業の効果を聞くアンケートでは、その多くが「地域住民が農業への理解を深める機会になっている」と回答しました。



都市農業への理解を広げ援農ボランティアを養成する 国分寺市「市民農業大学」の取組

市民に農業体験や学習を通して都市農業への理解を深めてもらうとともに、農家を支える援農ボランティアを養成するため、国分寺市は平成4年（1992年）からJAや市内の農業者組織等と協力して「市民農業大学」を開講しています。開設の契機になったのは平成2年（1990年）に国分寺市農業委員会が市に提出した「国分寺市農政施策確立に関する建議」でした。

市民農業大学では、応募した受講生に向けて8ヶ月にわたり約100回の講座（主に栽培実習）を行います。市内に専用の圃場があり、講師は市内の農業者組織・団体を代表する農家が務めます。

さらに、受講生は希望すれば「援農技術習得講座」（座学と体験実習）を受講できます。この講座を修了すると援農ボランティアの登録に必要な認定証が交付されることから、受講生の大半が同時に援農技術習得講座を受けて援農ボランティアに登録しています。

国分寺市では農家の期待に応じて多くの援農ボランティアが活躍しており、これは市民農業大学の大きな成果と言えます。



4 農家の支援と各種機関

(1) 東京都の農業改良普及事業

農業改良普及事業は、普及指導員が直接農業者を支援する国と東京都が協同して実施する事業です。

都内には中央、西多摩、南多摩の3農業改良普及センターと島しょ農林水産総合センターの事業所に普及指導員が配置されています。巡回指導・相談・農家展示・講習会等をととして、農業経営や生産・流通技術の改善や地域農業振興を支援しています。

都では、農業振興プラン等の方針を踏まえ、以下の課題を重点的に普及活動を展開しています。

①担い手の確保・育成と力強い農業の展開

- ・意欲ある担い手の確保・育成
- ・経営感覚に優れた農業者の育成
- ・地域の状況を踏まえた農業の推進

②持続可能な農業生産の推進

- ・環境と調和した農業の推進
- ・危機に強い農業経営の確立



東京オリジナルの露地栽培イチゴ「東京おひさまベリー」

(2) 東京都の試験研究

東京都の農業関係の試験研究機関は、東京都農林総合研究センターに集約されています。平成17年(2005年)、農業試験場、畜産試験場、林業試験場が統合され、農林総合研究センターが発足し、公益財団法人東京都農林水産振興財団の運営となりました。

研究企画室：研究単位間の横断的研究企画や他の研究機関との連携などを推進し、研究成果の発信を行っています。

スマート農業推進室：令和2年(2020年)度に設置され、小規模多品目生産など東京型の農業にも対応した高収益・省力的なスマート農業の推進を行っています。

園芸技術科：野菜・果樹・花き・バイオテクノロジーの分野を担当し、東京オリジナル品種の育成や技術開発を行っています。

生産環境科：農産物の安全性の確保、病虫害総合管理技術、環境負荷の少ない土壌総合管理技術などの研究を行っています。

畜産技術科：牛、豚、鶏などの家畜を担当し、東京オリジナルブランドの開発や生産性の向上、有機質資源の管理や利用などの研究に取り組んでいます。

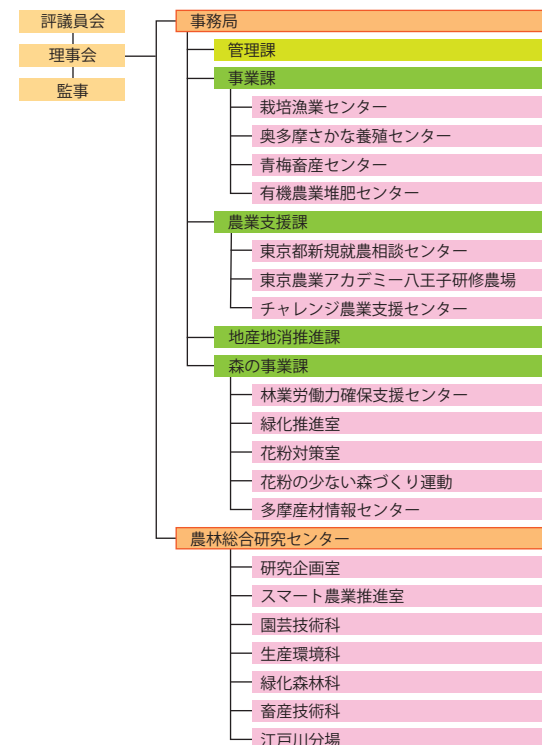
緑化森林科：都市空間の緑化技術、森林産業の育成や豊かな森づくりなど、東京を緑豊かにする研究を行っています。

江戸川分場：コマツナなどの軟弱野菜や花きなど東京の東部地区の園芸振興の研究開発を行っています。

(3) (公財) 東京都農林水産振興財団

公益財団法人東京都農林水産振興財団は、平成3年(1991年)に設立した公益財団法人です。農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や農林水産業の振興、林業保全整備、緑化推進事業を行い、都市と調和する農林水産業の振興、うるおいと活力のある都民生活の向上、感性豊かな次世代の育成に寄与することを目的に設立しました。

この財団には、農林水産業の現場に密着した振興事業を行う事業部門と、農林業を対象とした試験研究部門から構成されています。



(4) JAグループ（農業協同組合）等

a. JA（農業協同組合）とは

農業協同組合は昭和22年（1947年）に制定された農業協同組合法に基づいており、農業者と地域の組合員が互いに協同し、生産と生活を守り、向上をめざす農民と地域の住民のための組織です。「JA」はJapan Agricultural Co-operatives（日本の農業協同組合）の略で、新しい農業協同組合のイメージを象徴する愛称です。

b. 組合員

JAの正組合員は農業者等が条件です。また、准組合員制度があり、農業者以外でも一定の出資金を払えば組合に加入できます。平成31年（2019年）3月現在で、東京全体のJA組合員は21万6千人（うち正組合員3万8千人）です。

JA東京グループは、東京都内のJAと東京を事業範囲とする連合会等で構成されています。

現在、全ての事業を行う総合JAは14、専門分野に特化したJAが5あります。また、連合会等は7あります。

総合JA（JA西東京、JAにしたま、JAあきがわ、JA八王子、JA東京みなみ、JA町田市、JAマインズ、JA東京みどり、JA東京みらい、JA東京むさし、JA東京中央、JA世田谷目黒、JA東京あおば、JA東京スマイル）

専門JA（JA東京酪農、JA東京植木、JA東京狭山茶、JA東京島しょ、JA利島）

連合会等（JA東京中央会、JAバンク東京信連、JA全農東京、JA共済連東京、JA東京厚生連）

- ・東京都農業信用基金協会
- ・一般社団法人東京都農住都市支援センター

島しょ地域には、JA東京島しょ（八丈町）やJA利島（利島村）のほか、小笠原村、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵村には各町村独自の農業者の団体があります。

(5) 農業委員会

農業委員会は、昭和26年（1951年）に制定された「農業委員会等に関する法律」及び「地方自治法」に基づき、都内44区市町村の役所・役場内に設置されている行政委員会です。制度発足以来、農業委員は選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用による選出方法でしたが、平成28年（2016年）4月施行の法改正により変更され、公募や推薦のあった農業に識見を有する者等のうち、①区市町村長が議会の同意を得て任命する「農業委員」と、②同様の者を農業委員会が委嘱し、主に地域活動の中心を担う「農地利用最適化推進委員」（10市町村）からなる組織構成となっています。

業務は、農地法等の法令で規定する農地に関する許認可や諸証明、農地利用状況調査の実施や農地台帳の整備、農地の利活用の促進（農地等の利用の最適化）などの必須業務をはじめ、地域の相談活動、担い手の支援、情報の提供や各種調査の実施等多岐にわたります。さらに、農業者の意見を集約し、農地等の利用の最適化に向けた施策等の実施や改善について、関係行政機関等に意見提出を行う等、重要な役割を担っています。

都内においては、市街化区域では都市農地を守る制度である生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地の保全活動、都市農地貸借円滑化法の活用促進、特定生産緑地の指定に向けた周知や生産緑地追加・再指定の促進、収穫体験等の市民交流による都市農業への理解を進める活動にも取り組んでいます。市街化調整区域等では、農地の利用の最適化の推進に向け、認定農業者等の担い手への農地斡旋活動をはじめ、一般社団法人東京都農業会議と連携し、新規就農や新規参入の受入等の活動を積極的に進めています。また、島しょ地域では農地利用の最適化活動（※1）とともに、地域の諸課題を集約し、島しょ地域の全体の課題として関係行政機関に意見を提出する活動を行っています。

（※1 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）

(6) 一般社団法人東京都農業会議

東京都農業会議は、農業委員会等に関する法律第42条に基づき、農業委員会ネットワーク機構として都知事に指定された一般社団法人です。一般社団法人東京都農業会議は、農業委員会等に関する法律第43条に基づく業務を担い、法令業務として農地法等に関する都知事及び農業委員会への諮問答申を行うほか、農業委員、農地利用最適化推進委員、職員を対象とした制度研修や現地研究会の開催、相談活動等に取り組んでいます。また、平成30年4月に都知事の指定受けて業務を開始した「東京都農地中間管理機構」の業務、令和2年1月には厚生労働大臣許可を受け「無料職業紹介所」を開設し、農業委員会法関連業務を円滑に進める体制を整えました。

農業経営者等への支援業務では、簿記記帳講習会の定期開催、農業経営の法人化や雇用就農の推進、企業的農業経営や農業後継者等の顕彰、農業者年金制度等、各種制度の周知や普及、東京都農業経営者クラブや東京都農業法人協会、NPO法人全国農業体験農園協会等経営者組織との連携、認定農業者等の支援活動を行っています。調査活動では、動向調査のほか、東京都委託事業として毎年「農作物生産状況調査」を農業委員会の協力を得て実施し、都内農作物の生産額等を算出しています。地域別の対策では、農業委員会と連携し、市街化区域では都市農地の保全対策や制度の周知活動、市街化区域以外では農地中間管理事業による農地の貸借を促進し、認定農業者等へ農地の斡旋のほか新規就農や新規参入法人の受入支援など、農地の利用促進に取り組んでいます。また、農業委員会の意見等を集約し、関係行政機関等に対し農業委員会法第53条に基づく「農地等の利用の最適化に関する意見」を毎年提出しています。

5 これからの東京農業の課題と展望

一般社団法人 東京都農業会議
会長 青山 侑



東京農業の特徴

東京の農業は、土と水そして太陽の恵みによって生産するという基本は他の地方と変わらないが、ほかにはない多くの特徴をもつ。

第1に、密集市街地に加え山地や島を有する地勢的特性から多様な品種を生産する。区部ではコマツナ、エダマメ、つま物をはじめとした野菜類一般、ブドウ、カキ、ブルーベリーなどの果樹栽培、各種の花きなど多岐にわたっている。

多摩地域ではこれら野菜・果樹・花きに加えワサビ、トマト、ホウレンソウ、ナシ、シクラメン等野菜や果樹・花きの品種がさらに多様化するほか植木等の栽培や「東京牛乳」や「TOKYO X」で知られる酪農や養豚も行われている。

島しょ地域ではフェニックス・ロベレニー、レザーファン、ルスカス、フリージアなどその気候を生かした切葉・切花類のほか、ミニトマト、パッションフルーツ、レモン、マンゴーなど特色ある品目が生産されている。日本では長い間、稲作が農業の中心だったが、東京では多品種が特徴である。

本書でも東京の各地で様々な品種を生産していることを示しているが『東京都都市白書』（東京都都市整備局・2016年）は見開き2頁を使って東京の多様な食資源を紹介している。また、この白書は2013年における1,000haあたりの農業産出額について全国平均が18.9億円に対して東京は41.9億円であるとして、東京の農業の生産性の高さについて述べている。

第2に、東京の農地の多くは市街地に立地、あるいは市街地に近いところに立地している。従って消費者に近く、直販が主流となっている。2018年における東京の野菜農家の卸売市場への出荷率は12.2%で、残りは各種の直売である。

社会が成熟化して人々の価値観も多様化し食の安全性に対する意識も高まったことで、地域で生産され素性がわかる食材が好まれるようになった。学校給食に地場産の食材が使われ、農家の庭先販売、共同による直売所、スーパーのインショップ販売等が盛んになる一方でインターネットを活用し食材の特性を説き、通信販売を行う農家も増えた。品種が多様なだけでなく流通経路も多様である。

多摩地域にはハーブを専門とする農家があり、全国からシェフが買い付けに来るが、それは日本の各地の航空路線や新幹線網が羽田空港や東京駅につながっているからである。東京が密集市街地であり首都機能を担っていることは東京農業の弱点である一方で利点でもある。

小規模でも経営意欲が高い東京の農業者

東京の農業の第3の特徴として、東京の農地は小規模である。市街地の中にあるから当然ではあるが、山地や島しょ地域でも広大な平原がないため農地はいずれも小規模である。羽村市に全国でも知られるナスの名人がいるが、自身の農地の単位を坪で数えている。「あの農地は200坪だけど収益性が高い」などと表現する。

農地の規模が小さいから東京の農業は家族経営が主流である。日本の農業で家族経営体は134万経営体で農業経営体全体の約98%を占めている。EUでも約96%、米国は99%である。

ここで家族経営体とは、1世帯で事業を行うものを表す。雇用者の有無を問わず、農家が法人化した場合を含む。ちなみに2019年から2028年までは国連が定めた「家族農業の10年」である。国連加盟国には家族農業に係る施策の推進や女性農業者への支援等が求められている。

世界的にも農業は家族経営が主流だが、各国でも日本でも農業政策としては大規模生産を奨励している。日本でも一部には大規模経営があるが、東京には大規模経営はない。

日本の食料・農業・農村基本法（1999年）は「専ら農業を営む者」やその他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、経営の発展および「その円滑な継承」に資する条件を整備することを定めている。

農業の生産・流通両面における協同化は、世界で長い間、試みられ形成されてきた。しかし協同化と大規模化とは違う。ややもすると大規模化を是とする風潮があり、もちろんそれが適した地方・適した作物があるだろう。

一方、大都市の農業と他産業あるいは住宅群とが混在した地域では、消費者直結型の農業に活路を見いだす農家があることは同然であり、そういう努力によって生き延びてきた小規模農家も多い。

小さな農地が住宅地や商業地のなかに点在して農業を営んでいる大都市の農業者にとっては農地の大区画化といわれても現実感がない。大都市の農家では、自身の農地があちこちに点在しているケースがけっこうある。

そういう農家は、農地の大区画化ではなく、小規模な農地群をいかに効率よく耕し、いかに収益を上げていくかという観点から作付け品種の選択、収穫時期、販売先の特化もしくは多様化等々を工夫していくことに腐心する。

第4に、東京には「認定農業者」が多い。すなわち東京の農業者は、消費者の需要が多いものを生産し、採算がとれるよう経営に努力する傾向が強い。

認定農業者制度は全国的な制度であり、生産方式や経営管理、農業従事の態様などについて5年後に向けた改善計画をつくり、それが区市町村に認定された農業者を認定農業者とするものだが、東京では認定農業者数が2020年に1,500を超えて、全国トップレベルの数となっている。

たとえば東京農業全体の生産額は長期的な農地・農業者の減少に伴って減少傾向にある。しかし日本ナシ、カキ、ウメ、ブドウ、ブルーベリーやキウイフルーツなどの果樹は、平成初期（1990年）に比べて2018年には、作付面積は減少しているものの産出額は約2

倍に増えている。

経済学の基礎に、価格は需要と供給の曲線が交わったところで決定されるという理論があるが、東京の農業者は経済・経営の観点から、収益性が見込まれる品種変更に取り組む意欲が強い。

認定農業者の制度は、農業所得の目標額の設定を求めているが、これは価格設定と販路の開拓への関心を強めることが大切であると考えているからでもある。

国や自治体は戦後、農業技術の研究や指導に力を傾注し、農業の生産性は飛躍的に向上した。しかし販路の開拓や価格設定については、まだまだ改善の余地がある。東京農業に認定農業者が多いということは、その自立性の強さを示すと共に東京農業がさらに伸びていく可能性を示している。

近年における都市農業関係法制定・改正の意義

2015年に制定された都市農業振興基本法は、第1条で法制定の目的を、「都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資すること」としている。第2条では都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義している。

第3条では都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者と関係者の努力により継続されてきたことを評価し、都市住民に新鮮な農産物を供給する機能、防災・景観・国土・環境の保全、都市住民が農作業に親しみ学習できる場、並びに農業者と都市住民の交流、農業に対する理解の醸成等多様な機能を果たしているとし、国および地方公共団体等に対して都市農業振興施策を求めている。

この法律は、日本の土地政策の転換を象徴する法律となった。

戦後復興と高度経済成長が、都市への急激な人口流入と深刻な住宅不足を招いたことを背景として、半世紀前に都市計画法は市街化区域と市街化調整区域の線引きをした上で、市街化区域内の農地を10年以内に

宅地化すると定めて以来、日本の土地政策は市街化区域から農地をなくそうとしてきた。

そのような都市計画法の定めがあるにもかかわらず市街化区域内の農地が減少しながらもそれなりに維持されたのは、農業を続けようとする強固な意志を持つ農業者たちの存在と、生産緑地法による固定資産税の軽減ならびに相続税の納税猶予制度があったからである。

それから50年の歳月を経て、都市計画側の事情は大いに異なる状況となった。人口減少時代を迎え、量的には新たな宅地の供給を必要としない時代となった。むしろ負動産と称される空き家・空き地・放棄住宅・放棄土地が問題となるようになった。

折しも、2022年に30年の指定期限を迎える生産緑地が大量にあり、生産緑地法が改正され30年を迎えても特定生産緑地として指定を受けることにより営農を継続できるようになった。

都市計画法も、農地を組み込んだ田園居住地域という新たな用途地域や農地の保全をはかる地区計画制度を創設し、市街化区域内の農地を認める大転換をはかった。

戦後日本の都市農地政策は3つの時代に区分される。

第1は、終戦直後の時代で、日本を占領した米軍等は農地改革を進め、自作農の創設を目指した。日本の地方自治法が長い間、農業委員会の職務として「自作農の創設、維持」を地方自治法に定めていたのはそのためである。現在の地方自治法は農業委員会の職務として「農地に関する事務を執行する」と定めている。

第2は、都市計画法の線引きや宅地並課税によって都市農地を宅地化しようとした時代である。この動きがピークに達したのは1980年代後半のバブル到来のころである。政府は度々農地の宅地並課税を実現しようとした。一方農業者の側は、生産緑地法等を援用し宅地並課税に反対し都市農地の維持に努めた。

第3は、都市農業振興基本法制定、生産緑地法改正、都市計画法改正、都市農地貸借円滑化法制定等による都市農地の維持創設政策への転換という近年の動きである。都市農業振興基本法は、都市計画が農地の存在

を認める大転換の契機となった。

相続を機に失われていく農地

従来「都市の農地は減少を続けているが、生産緑地については固定資産税の軽減や納税猶予制度等の効果もあり減少が緩やかである」と言われていた。しかし近年は様相が変わってきて、生産緑地の減少スピードが早くなっている。

その大きな要因は、相続税法改正により、2015年から最高税率が50%から55%に引き上げられたほか、基礎控除額も40%縮減されるなど相続税の引き上げが実施されたことである。

もともと相続税という税が存在する目的のひとつは、富の集中を避けることである。一方、農地の相続は、富の継承ではなく生産手段の継承である。相続税の上昇により、農業を継承できなくなるとしたら大問題である。

生産緑地について相続税の納税猶予を受けても、農業者が住む住宅や駐車場部分、あるいは現金収入を得るためのマンション・アパート部分など納税猶予の対象とならない部分の負担が上昇し、これらの相続税を支払うために生産緑地の部分を切り売りせざるをえないという声もある。

相続については、もともと、戦後、均分相続が定められて以降、分割すると農業が成り立たない現実があるので農業を継がない兄弟姉妹が相続放棄をして農家を維持した例も多かった。

富の偏在を防ぐという相続税の考え方は、農業の維持という大義とは馴染まない。農地はそういった意味の富ではなく、国民の食料確保、豊かな食生活をもたらす富だからである。

生産緑地法が改正され、地権者の同意により指定を10年ごとに延長する特定生産緑地制度が設けられた。農家は特定生産緑地の指定を受ければ相続税や固定資産税など税制面でも従前のとおり安心して営農を継続できる制度となった。

しかし農業者が自ら特定生産緑地の指定を選択しないとこれが適用されないため、生産緑地を有する全国

の自治体、農業委員会、そして各農業団体は協力して、この数年、農家に対して新制度の周知や啓発に努めてきた。せっかく特定生産緑地の指定を受けても営農の継続には多くの困難を伴う。都市農業振興政策に対する期待はますます高まっている。

気候変動・自給率の問題と農業

日本の食料自給率の低下が著しい。欧米人たちとのオンライン討議のなかで食料自給率が話題になることがあるが、日本の食料自給率が37%だと言うと、欧米の人たちは「国民が不安に思うのではないか」と心配する。しかし日本人は、戦後長い間、工業製品を輸出して食料を輸入する生活に慣れてしまった。

農林水産省発表による2020度におけるカロリーベースの食料自給率は37%である。カナダの266%、オーストラリアの200%、アメリカの132%、フランスの125%、ドイツの86%、イギリスの65%などに比べ、日本の自給率の低さは際立っている。

小麦15%、大豆6%、果実38%、肉類53%、魚介類55%など、主要品目の自給率が軒並み低い。日本の農政には、自給率を向上させるための抜本的かつ総合的な対策が求められている。

近年は、世界的な人口爆発に伴う食糧危機が予測されるばかりか、気候変動対策の観点から食料輸入に対する批判が高まっている。気候変動対策の観点から自給率が問題とされる理由は、食料輸出入が航空、船舶など大量の温暖化ガスを発生させる輸送需要の原因となるからである。国内的には自給率が極端に低い都府県は大量の輸送需要を発生させている。この側面からも都市農業の発展が重要である。

フード・マイレージという考え方は、国ごとの輸入食料の量と運搬距離を掛け合わせて計算するが、日本は各国に比べてフード・マイレージが圧倒的に大きい。

多少古いが農林水産省の会議に出された資料によると日本のフード・マイレージは日本が世界1位で約9千億トン・km、2位が韓国で約3千億トン・km、以下アメリカ、イギリス、フランス、ドイツと続く。

国民1人当たりのフード・マイレージも日本が1位である。

気候変動の観点からも地域自給率の向上、つまりは地産地消すなわち都市農業の振興が重要だ。2021年のJ A全国大会ではかねてから主唱してきた「国消国産」を改めて確認した。この目標は全国の都市自治体が農業政策の目標とすることが求められている。

多様な就農スタイル

成熟社会には人々は生活の質の向上を求めてやまない。ワークアンドライフバランスが重視され、生活の質を大切に。生活の質の向上には、文化・芸術やスポーツを楽しむことも入るが、食生活の向上も欠かせない。人々は、自分の食べる物がどこでどう作られたかに強い関心をもつ。

工業製品は結果が問われるが、農産物は生産過程が問われる。工業製品は政府や関係機関が品質を保証し消費者がそれを信頼するが、農産物については消費者がその生活実感において信頼できるレベルが求められる。そこに工業と農業の本質的な違いがある。

市民農園や体験農園も、実際に自分で栽培し収穫してみると、つくることの大変さを実感する一方でつくる喜びをも発見し、さらに一歩進んで自分で小さな畑を持つ例もある。脱サラや新卒で農業者になる例もある。ほかの分野を知っている人の参入が日本の農業を刺激し、その生産・流通全体に影響をもたらすことも期待できる。

近年は特に、働く人たちの間で農業に対する興味・関心が高まっているが、いきなり専業農家になるのは困難だ。農業に関わってみたいという人が増えている状況を活用して、農業経営の側からも、外国人労働に加えて、他産業の労働者等の短期的な農業労働への活用も促進していくことが望ましい。

各自治体は、新規就農の促進や体験農園等各種の施策に加えて援農ボランティアの募集にも努めているが、働く側の多様な要求に応えようとする制度整備が進んでいくと、そこから新規就農に進んでいく人たちが

が増えることも期待される。

専業農家が兼業農家になるのは比較的容易だが、他産業から兼業農家になるのは難しい。そういうなかで、農作業に参加していく人たちを増やしていくことが大切だ。

都市の農業という立場から人生100年時代を考えると、核となる農業者は専業のプロフェッショナルの人たちだが、勤労者としての職業を退職してから市街化区域内または都市近郊において小規模に農業を営む人たちが一定のシェアを占めることも期待できる。

従来、相続でなく新規就農するには農地の取得または貸借の問題があり、これは大きな壁となってきた。今後は、人生100年時代における新規就農者の増加も視野に入れて政策を構築・整備・充実していくことが重要となる。

いわゆる観光農業についても、農業ツーリズム、農家民宿、グリーンツーリズムなど、呼び方は色々だが、やり方も色々あって良い。インターネットを活用することで、個々の農家が自由に商品やサービスの具体的な内容を紹介し顧客を獲得できる時代になった。多様性を認めた農業観光の振興策が求められている。島しょ農業の振興のためには観光等の入れ込み客を増やすことも重要だ。

アップルやグーグル、その他世界的な新興の情報関連大企業は郊外立地が多い。これらの企業は、緑に囲まれて落ち着いた快適な環境をつくりだすことによって従業員の知的生産性を上げることに力を傾注している。情報関連の新興大企業のオフィスを郊外に誘致し、農業生産とタイアップすることができれば中山間地でも一定の農業収入を得ることができる。

農業全体として、プロフェッショナルな専業農家を機軸としつつ、多様な農業経営が存在し、新規就農が相次いでいくことが望ましい。

ロンドンやニューヨークなど世界の大都市では、日本のように都市住民に身近なところで農業生産をしている光景を見ることは少ない。都市農業の存在は、日本が誇るべき特性の一つである。これからの政治や行政には、東京の農業をさらに積極的に育てる政策が求められる。

6 区市町村別データ

	区市町村	耕地面積 (ha) 令和2年	生産緑地面積 (ha) 令和3年	総農家数 (戸) 令和2年	認定 農業者数 (経営体)	認定新規 就農者数 (経営体)	農業産出額 (百万円) 令和元年産 ※植木除く	主な農業生産品目
区 部	目黒区	2.4	2.0	8	—	—	14	野菜（トマト、きゅうり、だいこん、こまつな）、果樹（ぶどう）
	大田区	2.5	2.0	5	—	—	10	花き（ハナモモ（切枝）、シクラメン（鉢もの）、コチョウラン（鉢もの））、野菜（こまつな、ほうれんそう）
	中野区	2.2	1.4	9	—	—	20	野菜（トマト、カリフラワー、なす、えだまめ、きゅうり）
	世田谷区	91.5	83.9	312	57	—	196	花き類、野菜（トマト、こまつな、ぶどう、えだまめ）
	杉並区	34.6	31.6	95	23	—	306	野菜（トマト、なす、えだまめ、こまつな、きゅうり）
	板橋区	13.5	9.1	52	4	—	29	果樹（ぶどう）、野菜（トマト、ばれいしょ、えだまめ、だいこん）
	練馬区	188.7	175.5	394	79	—	1,123	野菜（トマト、キャベツ、えだまめ） 果樹（ぶどう、ブルーベリー）
	足立区	45.4	29.5	119	31	1	694	野菜（こまつな、えだまめ、ムラメ、トマト）、花き（きく（切花））
	葛飾区	31.0	25.2	105	41	—	367	野菜（こまつな、えだまめ、トマト、ねぎ、さんとうさい）
	江戸川区	43.2	35.2	143	35	—	1,405	野菜（こまつな、トマト、えだまめ、しんとり、しゅんぎく）
西 多 摩	青梅市	443.2	127.9	604	36	10	1,042	野菜（トマト、なす、ばれいしょ、ねぎ）、果樹（ブルーベリー）
	福生市	11.7	6.6	33	3	—	36	野菜（トマト、なす、かんしょ、ばれいしょ） 花き（パンジー・ビオラ（苗もの））
	あきる野市	529.9	67.0	646	44	4	1,036	野菜（トマト、なばな、なす、とうもろこし、ねぎ）

	区市町村	耕地面積 (ha) 令和2年	生産緑地面積 (ha) 令和3年	総農家数 (戸) 令和2年	認定 農業者数 (経営体)	認定新規 就農者数 (経営体)	農業産出額 (百万円) 令和元年産 ※植木除く	主な農業生産品目
西 多 摩	羽 村 市	37.6	30.6	94	7	—	172	野菜（トマト、なす、きゅうり、ねぎ） 花き（パンジー・ビオラ(苗もの)）
	瑞 穂 町	286.4	—	338	31	4	775	野菜（トマト、なす、ねぎ、きゅうり） 果樹（すいか）
	日の出町	160.8	—	202	13	2	276	野菜（トマト、なす、きゅうり、ばれいしょ、ねぎ）
	奥多摩町	145.9	—	50	—	—	174	わさび、野菜（トマト、みょうが、ばれいしょ、しいたけ）
	檜 原 村	198.2	—	119	—	1	129	野菜（みょうが、ばれいしょ、トマト） 花き（さくらそう(鉢もの)、シクラメン(鉢もの)）
南 多 摩	八王子市	792.1	223.1	1,012	105	3	2,540	野菜（トマト、なす、こまつな、ほうれんそう、きゅうり）
	町 田 市	509.0	208.3	659	78	4	1,893	野菜（トマト、なす、こまつな、ほうれんそう） 果樹（ブルーベリー）
	日 野 市	138.7	107.8	273	46	2	905	果樹（日本なし、ブルーベリー、ぶどう） 野菜（トマト、なす）
	多 摩 市	39.1	26.8	70	7	—	123	野菜（トマト、なす、ばれいしょ、ねぎ） 果樹（ブルーベリー）
	稲 城 市	128.3	103.6	222	44	—	1,055	果樹（日本なし、ぶどう、かき） 野菜（トマト、なす）
北 多 摩	立 川 市	249.0	197.9	277	94	2	1,073	野菜（トマト、ほうれんそう、ブロッコリー、うど） 果樹（日本なし）
	武蔵野市	27.4	24.4	59	28	—	218	野菜（トマト、こまつな、えだまめ） 果樹（ぶどう、日本なし）
	三 鷹 市	141.7	131.8	246	69	—	924	野菜（トマト、なす） 果樹（ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー）

	区市町村	耕地面積 (ha) 令和2年	生産緑地面積 (ha) 令和3年	総農家数 (戸) 令和2年	認定 農業者数 (経営体)	認定新規 就農者数 (経営体)	農業産出額 (百万円) 令和元年産 ※植木除く	主な農業生産品目
北 多 摩	府中市	118.9	94.6	276	67	1	762	野菜（こまつな、トマト、えだまめ） 果樹（日本なし、ブルーベリー）
	昭島市	59.7	46.7	117	21	—	260	果樹（日本なし）、野菜（トマト、こまつな、なす） 花き（パンジー・ビオラ（苗もの））
	調布市	131.2	112.7	189	43	—	703	野菜（トマト、こまつな、えだまめ、なす） 果樹（ぶどう）
	小金井市	64.9	58.1	127	24	—	318	野菜（トマト、なす、こまつな、だいこん、ばれいしょ）
	小平市	174.7	158.7	273	72	1	983	果樹（日本なし、ブルーベリー） 野菜（トマト、えだまめ、なす）
	東村山市	143.7	121.2	252	60	—	866	果樹（日本なし、ぶどう） 野菜（トマト、かんしょ、なす）
	国分寺市	134.8	120.0	176	44	—	583	野菜（トマト、えだまめ、なす、うど） 果樹（ブルーベリー）
	国立市	51.9	44.2	109	23	—	206	野菜（トマト、ほうれんそう、こまつな、なす） 果樹（日本なし）
	西東京市	124.4	109.6	187	54	—	931	野菜（トマト、こまつな、キャベツ、ほうれんそう） 果樹（日本なし）
	狛江市	36.8	29.6	108	20	—	178	野菜（トマト、えだまめ、なす、ねぎ） 果樹（ブルーベリー）
	武蔵村山市	176.5	87.5	265	40	3	391	野菜（こまつな、ほうれんそう、トマト、なす） 果樹（日本なし）
	東大和市	56.7	41.5	140	23	—	235	果樹（日本なし） 野菜（トマト、なす、ほうれんそう、だいこん）
	清瀬市	181.5	164.1	198	84	—	937	野菜（ほうれんそう、にんじん、こまつな、トマト、みずな）

	区市町村	耕地面積 (ha) 令和2年	生産緑地面積 (ha) 令和3年	総農家数 (戸) 令和2年	認定 農業者数 (経営体)	認定新規 就農者数 (経営体)	農業産出額 (百万円) 令和元年産 ※植木除く	主な農業生産品目
北多摩	東久留米市	147.8	132.6	241	51	—	755	野菜（ほうれんそう、トマト、こまつな、えだまめ） 果樹（日本なし）
島しよ	大島町	1,119.6	—	139	20	3	357	花き（ブバルディア（切花）、ガーベラ（切花））、 野菜（あしたば、さやえんどう）、ツバキ（実）
	利島村	32.7	—	30	—	—	52	ツバキ（実）、野菜（しどけ、あしたば）
	新島村	261.9	—	112	8	1	103	野菜（あしたば、かんしょ、たまねぎ、トマト） 花き（レザーファン（切葉））
	神津島村	184.6	—	30	20	—	91	野菜（あしたば、ミニトマト、さやえんどう） 花き（レザーファン（切葉））、果樹（パッションフルーツ）
	三宅村	868.4	—	49	19	4	241	野菜（あしたば）、花き（ドラセナ（切葉））、キキョウラン（球根切花）、 サカキ（切枝）、ルスカス（切葉）
	御蔵島村	37.0	—	15	—	—	23	野菜（あしたば） 花き（エビネラン（鉢もの））
	八丈町	618.7	—	319	97	13	1,771	花き（フェニックス・ロベレニー（切葉）、フリージア（球根切花）、フェ ニックス・ロベレニー（観葉鉢もの）、ルスカス（切葉））、野菜（あしたば）
	青ヶ島村	25.6	—	6	—	—	37	野菜（とうがらし、かんしょ、さといも、ばれいしょ） 花き（フェニックス・ロベレニー（切葉））
	小笠原村	55.3	—	54	11	1	124	果樹（パッションフルーツ、レモン、マンゴー） 野菜（ミニトマト、トマト）

耕地面積 令和2年分固定資産の価格等の概要調書（東京都総務局）
 および東京都主税局資料（令和2年1月1日現在）
 生産緑地面積 東京都都市整備局資料（令和3年4月1日現在）
 総農家数 2020年農林業センサス
 認定農業者数 東京都農林水産部調べ（令和3年3月末現在）
 および認定新規就農者数
 農業産出額 東京都農作物生産状況調査報告書（令和元年産）

令和4年3月発行

登録番号 3 (125)

令和3年度
都市農業対策事業
(都市農業実態調査事業)

東京農業のすがた

- 発行 東京都産業労働局農林水産部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎21階 TEL03-5320-4814
ホームページ <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/index.htm>
- 編集 一般社団法人 東京都農業会議
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-10-12
J A 東京南新宿ビル4F TEL03-3370-7145
ホームページ <https://www.tokaigi.com/>
- 印刷 東京都同胞援護会事業局
〒130-0026 東京都墨田区両国4-1-8 田中ビル
TEL03-5669-0261